

令和 2（2020）年度

自己点検・評価報告書

学校法人 弘前城東学園
弘前医療福祉大学短期大学部

令和 3 年 3 月

目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	20
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	24
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	30
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	53
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	69
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	75
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	84
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	86
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	87

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

昭和 40 年 4 月	弘前料理学院（各種学校）開設
昭和 46 年 4 月	弘前調理師学校（各種学校）開設
昭和 51 年 4 月	弘前調理師専門学校（旧弘前調理師学校）、弘前調理専修学校（旧弘前料理学院）開校
昭和 52 年 10 月	校舎を弘前市新寺町 3 番地 5 から弘前市大字城東中央 4 丁目 1 番地 4 へ位置変更
昭和 54 年 4 月	学校法人城東学園設立
昭和 63 年 4 月	弘前介護福祉専門学校開設
平成 5 年 1 月	弘前介護福祉専門学校廃止
平成 5 年 3 月	弘前調理専修学校を廃止
平成 5 年 4 月	弘前調理師専門学校、弘前介護福祉専門学校を統合し弘前ホスピタリティーアカデミーを設置し作業療法科、介護福祉科、調理科を開設
平成 5 年 4 月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉専門課程介護福祉科が社会福祉主事養成機関として指定を受ける
平成 5 年 4 月	校舎を弘前市大字小比内字富田 310 番地へ位置変更
平成 6 年 4 月	弘前ホスピタリティーアカデミー調理科 1 学年制を廃止し、2 学年制とする
平成 10 年 4 月	弘前ホスピタリティーアカデミーに言語聴覚療法科を開設
平成 11 年 4 月	法人事務所所在地変更による寄附行為変更認可
平成 11 年 4 月	弘前ホスピタリティーアカデミー言語聴覚療法科を言語聴覚科に改称
平成 13 年 12 月	弘前福祉短期大学設置認可
平成 13 年 12 月	弘前福祉短期大学設置に伴う法人組織変更認可
平成 14 年 4 月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉科生徒募集停止
平成 14 年 4 月	町名地番の改正により法人事務所所在地が弘前市大字小比内三丁目 18 番地 1 となる
平成 15 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉士養成施設指定取消
平成 15 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー社会福祉主事養成機関指定取消
平成 15 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉専門課程介護福祉科廃止
平成 15 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー介護福祉専門課程廃止に伴う寄附行為変更認可
平成 15 年 5 月	弘前ホスピタリティーアカデミー目的変更認可
平成 17 年 8 月	私立学校法の一部を改正する法律の公布施行に伴う寄附行為変更認可

弘前医療福祉大学短期大学部

平成 20 年 10 月	弘前医療福祉大学設置認可
平成 20 年 10 月	弘前医療福祉大学設置に伴う寄附行為変更認可
平成 21 年 1 月	学校法人城東学園を学校法人弘前城東学園に名称変更することに伴う寄附行為変更届出
平成 21 年 2 月	弘前福祉短期大学を弘前医療福祉大学短期大学部に名称変更することに伴う寄附行為変更届出
平成 21 年 4 月	弘前ホスピタリティーアカデミー生徒募集停止
平成 22 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー調理専門課程廃止
平成 22 年 10 月	弘前ホスピタリティーアカデミー調理専門課程廃止に伴う弘前ホスピタリティーアカデミー目的変更認可
平成 22 年 10 月	弘前ホスピタリティーアカデミー調理専門課程廃止に伴う寄附行為変更認可
平成 23 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー作業療法士養成機関取消
平成 23 年 3 月	弘前ホスピタリティーアカデミー言語聴覚士養成機関取消
平成 23 年 11 月	弘前ホスピタリティーアカデミー廃止認可
平成 25 年 10 月	弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科設置に伴う寄附行為変更認可
平成 30 年 8 月	役員報酬の変更に伴う寄附行為変更認可
平成 31 年 4 月	弘前医療福祉大学在宅ケア研究所開設
令和元年 6 月	弘前医療福祉大学短期大学部生活福祉学科を介護福祉学科に名称変更することに伴う寄附行為変更届出
令和元年 12 月	付随事業開始に伴う寄附行為変更認可
令和 2 年 3 月	私立学校法の改正に伴う寄附行為変更認可
令和 2 年 4 月	在宅ケア研究所附属訪問看護リハビリステーション そら開設

<短期大学の沿革>

平成 14 年 4 月	弘前福祉短期大学開学（生活福祉学科）
平成 21 年 3 月	第 1 回第三者評価を受審し、「適格」の評価を受ける
平成 21 年 4 月	弘前福祉短期大学を弘前医療福祉大学短期大学部に名称変更
平成 21 年 4 月	生活福祉学科を介護福祉専攻と食育福祉専攻の 2 専攻とする
平成 25 年 10 月	救急救命学科設置認可
平成 27 年 5 月	生活福祉学科収容定員変更に伴う学則変更届出
平成 26 年 4 月	救急救命学科開設
平成 28 年 3 月	第 2 回第三者評価を受審し、「適格」の評価を受ける
平成 28 年 4 月	生活福祉学科収容定員変更
平成 28 年 12 月	生活福祉学科食育福祉専攻の学資募集停止報告
平成 29 年 4 月	別科調理師養成・1 年課程の設置に係る学則変更予定書提出
平成 29 年 6 月	別科調理師養成・1 年課程調理師養成施設指定申請書提出
平成 29 年 10 月	別科調理師養成・1 年課程が調理師養成施設の指定を受ける

弘前医療福祉大学短期大学部

平成 30 年 4 月	生活福祉学科食育福祉専攻学生募集停止
平成 30 年 4 月	別科調理師養成・1 年課程の開設
平成 30 年 9 月	収容定員（生活福祉学科食育福祉専攻廃止）学則変更届
平成 31 年 3 月	生活福祉学科食育福祉専攻廃止
平成 31 年 4 月	生活福祉学科を介護福祉学科に名称変更
令和元年 8 月	介護福祉学科収容定員関係学則変更届出

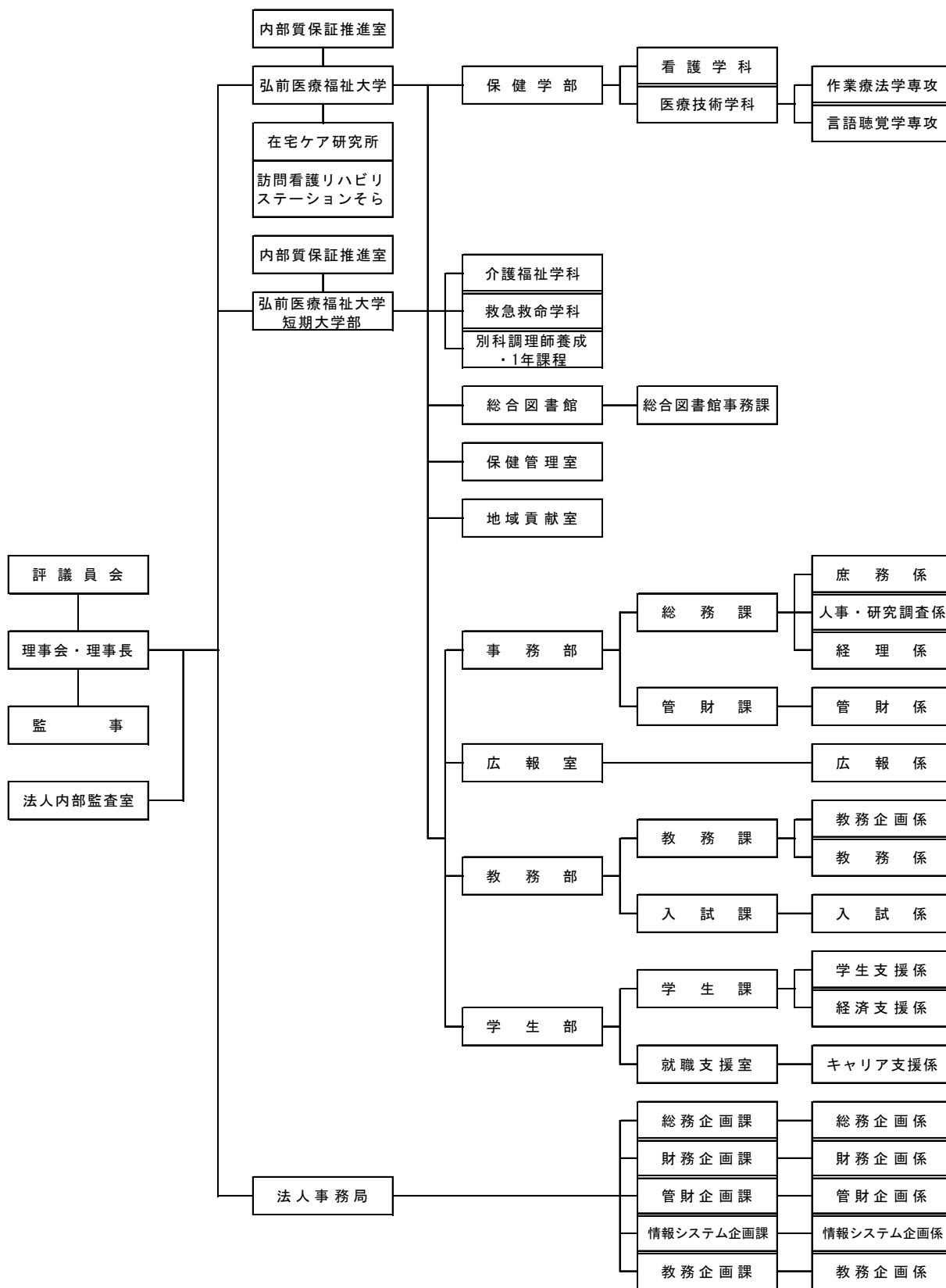
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
弘前医療福祉大学	青森県弘前市大字小比内三丁目 18 番地 1	120	480	468
弘前医療福祉大学短期大学部	青森県弘前市大字小比内三丁目 18 番地 1 青森県弘前市大字扇町二丁目 5 番地	75	195	152

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和2(2020)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

弘前市は、青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置し、藩政時代、津軽氏が治める城下町として津軽地域一帯の政治・経済・文化の中心となって繁栄した。明治 22 年、全国 30 市とともに県下で最初の市政を施行した後、明治 31 年、陸軍第 8 師団司令部の設置により、軍都として発展し、大正 10 年、官立弘前高等学校（現在の国立大学法人弘前大学）の開校によって、学園都市としての性格も加わるようになった。

その後、幸いにも戦災をまぬがれて終戦を迎えた弘前市はお城と桜に代表される数々の文化遺産と、恵まれた自然環境を土台に文化都市として発展し、現在では大学 4 校と短期大学 2 校、高等学校 9 校を有する東北屈指の学園都市として成長を遂げている。

昭和 30 年の中津軽郡 11 村、昭和 32 年の南津軽郡石川町との合併により大きく市域を広げ、りんごと米の田園都市、全国一のりんご生産圏としての地歩を築き、さらに、平成 18 年 2 月に弘前市、岩木町、相馬村の 3 市町村が合併し現在の弘前市となった。合併後の人口は 19 万人弱となったが平成 27 年の国勢調査時は約 17 万 7 千人、そして現在は 170,863 人（弘前市 HP：平成 31 年 5 月 1 日現在）となり、減少傾向が続いている。

弘前市は、平成 23 年 3 月、従来から結びつきが強い黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の近隣 6 市町村とともに弘前圏域定住自立圏構想に基づき連携協定を結び中心市となることを宣言した。当初、圏域全体の人口は 30 万人を超えていたが現在は減少し、約 29 万人となっている。地理的には、弘前市の周囲を中小規模の市町村が比較的近い距離で取り囲んでいる。国道や幹線道路、鉄道網などが充実しており、通勤・通学、医療、商業など、日常生活において、弘前市にある都市機能が周辺の市町村民によって利用されている。

弘前市・青森県の人口推移

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
弘前市	176,920	176,170	174,701	173,016	170,863	169,253
青森県	1,310,743	1,297,165	1,282,136	1,266,710	1,250,387	1,234,393

(青森県 HP・弘前市 HP：令和 2 年 5 月 1 日現在)

弘前市の人口動態・推計人口

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	
推計人口	177,245	175,777	174,106	172,087	170,268	
自然動態	出生数	1,231	1,140	1,157	1,119	1,005
	死亡数	2,358	2,286	2,332	2,306	2,440
	自然増加数	△1,127	△1,146	△1,175	△1,187	△1,435

弘前医療福祉大学短期大学部

社会動態	転入総数	5,201	5,099	5,165	4,870	5,142
	転出総数	5,542	5,650	5,661	5,702	5,526
	社会増加数	△341	△551	△496	△832	△384
人口増加数		△1,697	△1,468	△1,671	△2,019	△1,819

(弘前市 HP : 令和 2 年 1 月 1 日現在)

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		元年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
中弘南黒	32	38.1	47	53.4	31	49.2	28	37.8	34	37.0
西北五	19	22.6	8	9.1	5	7.9	15	20.3	16	17.4
東青	15	17.9	8	9.1	7	11.1	11	14.9	17	18.5
三八上北	4	4.8	7	8.0	8	12.6	7	9.5	10	10.9
青森県外	14	16.7	18	20.5	12	19.0	13	17.6	15	16.3

※中弘南・・・弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡

西北五・・・五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡

東青・・・青森市、東津軽郡

三八上北・・・八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、下北郡、上北郡、三戸郡

青森県外・・・秋田県、岩手県、宮城県、北海道

■ 地域社会のニーズ

平成 31 (2019) 年 4 月に公表された青森県基本計画「選ばれる青森への挑戦」(期間：平成 31 (2019) 年～令和 5 (2023) 年) では、青森県の課題を以下のように述べている。

1. 「若者・女性の県外流出」の項目では、人口減少の原因の一つとして進学や就職を契機とした若者の県外転出をあげており、若者や女性の県内定着や還流を進めるための多様で魅力ある仕事づくりが重要でありとしている。
2. 「各産業分野における人手不足の顕在化と労働生産性の向上」の項目では、有効求人倍率は 1 倍を超えているが、多くの産業分野で慢性的な人手不足が顕在化している反面、事務職では求職者数が求人数を大幅に上回る雇用のミスマッチ状態にあり、労働力の適正分配分を課題としています。また、労働生産性の向上については、社会的ニーズの高まる「保健衛生・社会事業」は他業種に比べ一人当たり生産性が低く、これを高めていくことが重要としています。
3. 「2025 年超高齢化時代への対応」については、「青森県型地域共生社会」の実現に向けた保健・医療・福祉体制の一層の充実と様々な生活機能の確保・提供体制の構築の必要性を述べています。

青森県は上記課題の対策として、今後重視していく取り組みの方向性を示している。その中で、③労働力不足への対応では、「今後、高齢化の進展等により社会的ニーズが高まる医療・福祉人材がさらに必要と見込まれる」と記載している。具体的には、「質の高い地域医療サービスの提供」では、救急・災害医療提供体制の充実強化に向け災害医療従事者の育成等を進めるとし、救急救命学科の存在は、地域社会のニーズに応えたものとなっている。

また、「誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり」では、介護サービスの質の向上と持続可能な提供体制づくりのため介護サービスに携わる人材の確保と育成を進めるとしている。現状でも、本学への求人数は卒業予定者の数を大幅に上回っており、介護福祉学科の存在もまさに地域社会のニーズに合致しているといえる。

本学が立地する弘前市では、人口減少の抑制と地域経済の維持・成長の達成を最重要課題として捉え、地方創生の推進に向けて、積極的な方針を打ち出している。平成26年に「弘前市経営計画」（～平成29年）を策定、平成27年に「ひろさき未来戦略研究センター」を設置した。平成27年9月には、「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略（～平成31年度：平成29年3月改訂）」を発表した。その五つの骨子は、①安定した雇用創出と地域産業のイノベーション②弘前への新しいひとの流れと定住の推進③若い世代の結婚・出産・子育てをトータルサポート④健やかで、生き生きくらす地域づくり⑤弘前ならではの地域づくりである。

また、2019（平成31）年3月には、2019年度から2026年度を実施期間とする弘前市総合計画を策定し、上記の「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の上位計画と位置付けた。その基本構想の理念は(1)弘前の風土と安心・快適な暮らしの継承(2)市民の主体性を尊重した協働によるまちづくりの推進(3)人口減少社会に対応した地域間の連携とし、将来都市像を「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」とした。上記実現のために1. 将来の弘前を担う多様な人材が育つまちづくり 2. 地域共生社会の実現に向けたまちづくり 3. 地域資源を活かした魅力的な産業のあるまちづくり 4. 快適な雪国生活と安全・安心で環境にやさしいまちづくり 5. 景観保全と都市基盤の整備による持続可能なまちづくりを政策方針と仕組みとして掲げている。また、分野別政策にも、「学び」「福祉」「安全・安心」等本学の教育研究と関連のある政策を掲げている。

本学の救急救命学科、介護福祉学科および別科 調理師養成・1年課程においても地域の課題解決のために地元からの高等教育機関に対するニーズに十分に答え、弘前市等の地域社会に貢献できるものと考えており、地域貢献の取り組みを今後一層推進するために、弘前市と協議を重ね、令和元年9月25日に「弘前市と学校法人弘前城東学園の連携に関する協定」を締結したところである。

■ 地域社会の産業の状況

青森県の平成29年度の県内総生産は名目で4兆4,432億円、実質で4兆2,935億円となり、経済成長率は名目で-1.5%、実質で-2.4%となった。一人当たりの県民所得は2,490千円であり、国を100とした場合の水準は78.1（前年度比-3.6ポイント）である（平成29年度県民経済生産について：令和2年6月青森県企画政策部）。

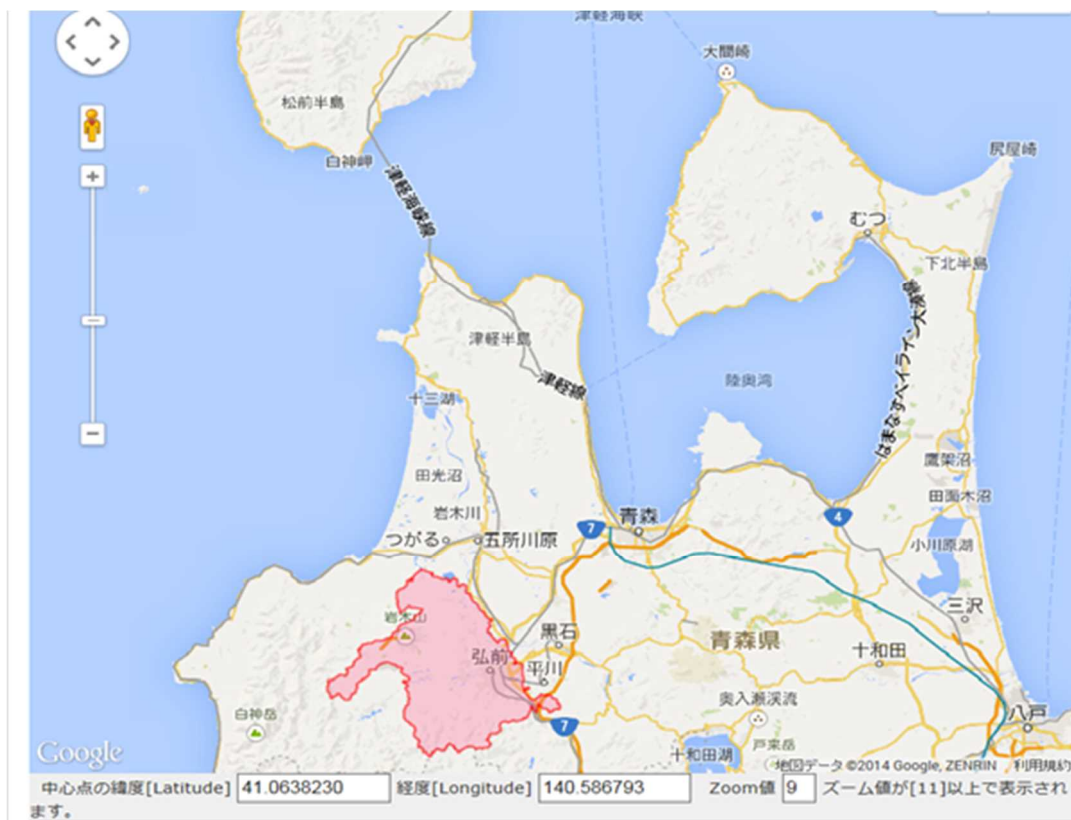
弘前医療福祉大学短期大学部

本学が立地する弘前市の平成 28 年度の総生産は、5,809 億円であり、県内では、青森市、八戸市に次ぎ、3 番目である。一人あたりの市民所得は、2,343 千円であり、国を 100 とした場合の水準は 75.9 である。また、県との比較でも 91.6 となっている。弘前市内総生産の内訳は、リンゴの出荷が大半を占める第一次産業が約 255 億円（構成比 4%）。第 2 次産業は主に製造業と建設業で 916 億円（同 16%）。生産額約 693 億円を超える保健衛生・社会事業を含む第 3 次産業が約 4,666 億円（同 80%）となっている（平成 28 年度弘前市の市民経済計算冊子：令和 2 年 2 月弘前市企画部）。一方、市内従業者数約 9 万 5 千人を産業別にみると、「第 1 次産業」の 12,870 人（構成比 13.5%）、「第 2 次産業」の 16,577 人（同 17.4%）、「第 3 次産業」の 65,616 人（同 69.1%）となっている（平成 28 年度弘前市の市民経済計算統計表：令和 2 年 2 月弘前市企画部）。

また、市内の総事業所数は、7,428 事業所となっている。主な内訳としては、卸売・小売業の 2,014 事業所（構成比 27.1%）、サービス業の 1,275 事業所（同 17.1%）、飲食店・宿泊業の 1,037 事業所（同 14.0%）、建設業の 551 事業所（同 7.4%）、医療・福祉の 834 事業所（同 11.2%）となっており、引き続き医療福祉分野の構成比率が上昇している。（平成 28 年 6 月 30 日現在：平成 28 年経済センサス基礎調査結果）。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

弘前市位置図



本学付近詳細図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

<p>(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)</p>
<p>①基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ B 教育の効果] それぞれの教育活動は実施されているものの、学科・専攻課程で設定した個々の学習成果に対応する学習成果を測定する仕組みが不明確である。学習成果の表現の見直しとそれに対応する測定手法の関連性を確立し、明文化することが望まれる。</p> <p>②基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] シラバスの表記において、各学科・専攻課程、科目により不統一が散見される。学科・専攻課程では統一した表現にすることが望ましい。また、シラバスの作成において組織的な確認や決定の過程が不明確である。どこで発案し検討され決定するのかのシラバス作成の過程を明文化することが望まれる。</p> <p>③基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] 各学科・専攻課程の学習成果を高める PDCA サイクルをより効果的にするために、学習成果と教育活動をリンクして査定することが望ましい。</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>①及び③ 短期大学全体の学習成果は、短期大学としての建学の精神ならびに教育の目的に基づき、学生が身につけるべき学力や資質を定めている。また、各学科においても、学習成果を見直し、上述の短期大学全体としての学習成果に沿いつつ、それぞれの学科における教育目的に合わせて身につけさせる、独自の学習成果を定めている。 これらの学習成果については、学校教育法の短期大学の規定をはじめ、社会が求める大学教育や教育改革の動向を把握し、変化に俊敏に対応していくことを目指して、今後も定期的に確認ならびに点検を行っていく。また、令和 2 年度は学習成果を測定・評価する評価方法・指標をアセスメントポリシーとして明文化した。</p> <p>② シラバスの作成については、全教員に対して F D 研修会を実施し、表現の統一だけでなく、内容のより一層の充実を目的としてシラバスの作成についての研修会を実施した。シラバス作成のマニュアルも作成し、それにより、短期大学として統一された様式でシラバスが作成されている。また、シラバス作成にあたっては教務委員長からの依頼とし、提出されたシラバスは教務委員会で文言の統一や記載項目・内容に不備がないかを確認している。</p>
<p>(c) 成果</p>

①及び③

3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を踏まえ、学生の学修成果を「機関レベル（短期大学部全体）」、「教育課程レベル（学科）」「科目レベル（授業科目）」の3つの段階で測定・評価する評価方法・指標をアセスメントポリシーとして明文化した。

②「授業概要（シラバス）作成の要領」を作成し、各授業担当者が閲覧できるようにした。各シラバスにはナンバリングを付し分類することにより、体系性を示している。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和2(2020)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
2	卒業認定・学位授与の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
3	教育課程編成・実施の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
4	入学者受入れの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧 ・ 学生募集要項
5	教育研究上の基本組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧 ・ 講義概要 (シラバス)

弘前医療福祉大学短期大学部

9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧 ・ 講義概要 (シラバス)
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の 学生の教育研究環境に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧
11	授業料、入学料その他の大学が徴収す る費用に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧 ・ 学生募集要項
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び 心身の健康等に係る支援に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/) ・ 大学案内 ・ 学生便覧

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学公式ホームページ (https://www.hirosakiuhw.jp/)

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学における教育研究の充実・向上のための公的資金である科学研究費補助金の運営・管理については、法令、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）及び以下の規程等に基づき、学内組織における責任と権限を明確にし、その執行状況を把握し、適正に管理している。

- ① 競争的資金の不正使用防止に関する基本方針
- ② 研究者行動規範
- ③ 競争的資金に係る不正使用防止に関する規程
- ④ 研究活動の不正行為への対応に関する規程
- ⑤ 物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

- ⑥ 科学研究費補助金経理事務取扱要領
- ⑦ 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）経理事務取扱要領
- ⑧ 競争的資金等の使用に関する行動規範
- ⑨ 競争的資金不正使用防止計画
- ⑩ 研究活動の不正行為防止に関する基本方針
- ⑪ 間接経費の執行に係る使用方針

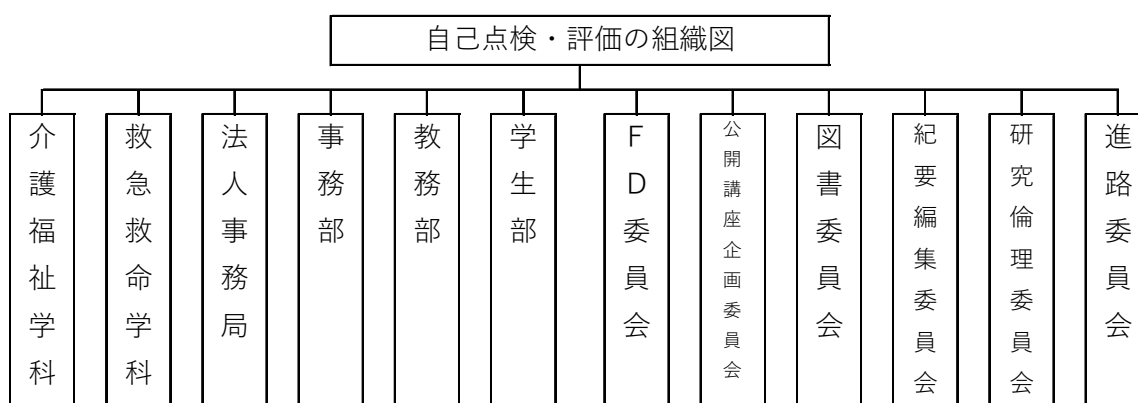
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和2年度自己点検・評価の組織表

委員会	役職	氏名
委員長	学長	相澤 保正
副委員長	ALO	戸来 睦雄
委員	介護福祉学科 学科長	戸来 睦雄（再掲）
委員	救急救命学科 学科長	平岡 恭一
委員	教務部長	奈良 昌孝
委員	学生部長	山口 かおる
委員	FD委員長	早川 和江
委員	公開講座委員長	中村 聡
委員	総合図書館運営委員会 副委員長	中村 直樹
委員	紀要編集委員長	鳥羽 栞
委員	研究倫理委員長	外崎 敬和
委員	進路委員長	立岡 伸章
委員	法人事務局長	菊池 英明
委員	事務部長	山本 正人

- 自己点検・評価の組織図



- 組織が機能していることの記述

本学は平成20年度に短期大学基準協会の第三者評価を受け、本学の教育・研究等は適合と判定された。平成15年度自己点検・評価報告書を作成して以来、本学においては自己点検委員会の主導の下、原則として2年に一度、報告書にまとめてきた。平成21年、平成22年、平成23年、平成24年、平成25年度は毎年、自己点検・評価を行い、平成26年度は入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に加え教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と卒業認定・学位授与の方針（ディプロ

ロマ・ポリシー) 及び学習の成果を策定した。短期大学基準協会の第三者評価を受けた平成27年度においても、本学の教育・研究等は短期大学評価基準を満たしていることから適合と判定された。自己点検報告には現状分析、新たな課題、そして改善計画が短期大学基準協会のマニュアルに示されたPDCAサイクルの方針に沿って織り込まれていた。

本学での学生による授業評価は平成15年度より実施し、その結果は全教員に閲覧され授業改善に長らく反映されてきている。また公開講座に関しては平成14年の開学以来、令和元年度まで毎年実施し、平成21年度からは弘前医療福祉大学と合同で実施している。さらに平成26年度には学生生活満足度調査を実施した。27年度から令和2年度においても引き続き実施されている。環境設備のハード面に関して課題は残るものの、ソフト面においては比較的高い評価となったことは、本学の建学の精神である「ホスピタリティー精神」の教育が実践され、教職員相互の連携を図り、情報や課題を共有し、全教職員が一体となって学生一人一人を大切に教育に取り組んだ結果が反映されたと思料される。このことは、本学において自己点検・評価活動が活発であり、PDCAサイクルが機能されている証といえる。

本学の歴史はまだ浅いが、学園としての淵源は昭和40年に「弘前料理学院」を開学したところまで遡る。平成27年には学園創立50周年という大きな節目の年を迎え、この50年間に多くの教育資源を蓄積し、一方で5,000名を超える卒業生を社会に送り出してきた。

この伝統を継承し、建学の精神である「ホスピタリティー精神」を人材養成の礎としながら、地域に根差した短期大学として、教育・研究等を推進していく。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元年度を中心に）

会 議 年 月 日	内 容
令和2年6月10日	1. 令和2年度 スケジュールの確認 2. 令和2年度 自己点検・評価報告書の執筆分担について <配付資料> 【資料1】2020（令和2）年度 弘前医療福祉大学短期大学部自己点検・評価スケジュール 【資料2】令和2年度 自己点検・評価報告書の執筆分担について 【資料3】短期大学評価基準 【資料4】内部質保証ルーブリック 【資料5】アセスメントポリシー

弘前医療福祉大学短期大学部

令和3年1月28日	<ol style="list-style-type: none">1. 自己点検・評価報告書（案）への意見聴取2. 今後のスケジュールの確認 <p><配付資料></p> <p>【資料 1】 自己点検・評価報告書（案）</p> <p>【資料 2】 令和2年度 自己点検・評価報告書の執筆分担について</p> <p>【資料 3】 短期大学評価基準</p>
令和3年3月17日	<ol style="list-style-type: none">1. 自己点検・評価報告書（案）の最終確認 <p><配付資料></p> <p>【資料 1】 自己点検・評価報告書（案）</p>

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1の現状>

弘前医療福祉大学短期大学部（以下「本学」とする）の設置母体である学校法人弘前城東学園（以下「学園」とする）は、創立時に教育の礎とした「ホスピタリティー精神」を約半世紀にわたって継承し、この精神を底流に据え、質の高い人材を育成して社会に送り出してきた。学園創立の精神は、本学においても建学の精神として受け継がれている。

本学ホームページには、「建学理念」を次のように掲げ、広く社会への周知を図っている。「本学は、ホスピタリティー精神を基盤に豊かな人間性を兼ね備え、人間の尊厳を基本とし、健康・福祉に関するさまざまな問題を総合的にとらえ、科学的に解決できる専門知識と技術を身につけ、生活の質を重視した福祉サービスに重点を置き、地域に貢献できる質の高い専門有資格者の教育を行います。新たな健康維持増進、障害の予防、自立支援の担い手となりうる人材の育成を目指します。」同じく「教育目的」を次のように掲げ、広く社会への周知を図っている。「本学は、教育基本法及び学校教育法並びにホスピタリティー精神に基づき、専門的な知識・技術を教授研究し、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民の福祉の向上と社会の発展に寄与できる人間性豊かな人材を育成することを目的とします。」

これらのことは、本学開学以来学生便覧の冒頭頁に掲げ全学へ周知している。

なお、「ホスピタリティー精神」は、学園創立時の理事長であった下田敦子（現名誉理事長）が発足以来掲げてきた根本理念であり、「厚遇と慈愛」を本意として、これからも、時代を超えて学園の諸活動に通底する。

本学建学の礎となっている「ホスピタリティー精神」については、全教職員及び学生で年度初めに確認している。また、毎年度全員参加のもと夏季冬季の2回開催する「学園講話会」において、県内外の著名な人物を講師に招聘し、建学の精神を内包する講話会を開催してきた。しかし、本年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、この集会の開催は見合わせた。各学科においては折に触れ、学生達の社会的善行などを紹介し、「ホスピタリティー精神」の学生たちへの定着を意図した営みを随時行っている。

これらのことにより、学生たちへの建学の精神は浸透している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

短期大学の使命・目的には、地域への貢献が含まれるが、本学は、社会の期待と要請に応えるために、地域社会と協同する開かれた短期大学を志向し、常に組織として主体性・自立性を高めつつ、学生・職員の個の集結として創造性を発揮することにより、「地域に根差した健康福祉領域の生活の質向上」構築のため、教育研究の成果を地域に還元し、健康と福祉の向上に寄与することを大切にしている。この方針を受けて、平成 21 年 5 月、本学の弘前医療福祉大学並びに弘前医療福祉大学短期大学部「地域貢献室」が設置された。

本学の特性である医療福祉の知識・技能と本学施設を最大限に活用し、地域貢献活動を展開している。以下に主な活動を挙げる。

① 公開講座の開催

短期大学部と大学と合同で、新型コロナウイルス感染対策を講じながら、令和 2 年 10 月に「公開講座」を 2 回開催した。

テーマは「豊かな郷土と健康な暮らしのために」を掲げ、総計 60 人の市民らの参加があった。

② 介護福祉士実務者研修（通信講座）の開講

介護福祉学科では、2018 年度より、地域の介護人材確保に寄与することを目的として「介護福祉士実務者研修（通信講座）」を開講し、主に介護施設・事業所に勤務する社会人受講生を受入れている。2020 年度実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から 18 名（前年比 10 名減）となった。また国家試験対策「国試合格☆パック」も行い、過年度受講生等も含め広く募集し実施している。

③ 地域の介護福祉人材育成等に関する連携協定に基づく「給付型奨学金」制度

介護福祉学科では、社会福祉の増進に資する人材育成のため、本学と介護施設等が連携して取組む「給付型奨学金制度」を 2018 年度より開始し 3 年目となる。卒業後、介護福祉士国家資格を有し地域の施設等で勤務する意志のある学生に対し在学中の奨学金を給付している。実際に希望し就職に結びついた卒業生は過去 6 名となっており、少数ではあるが着実に地域で活躍する人材を送り出している。

④ 「介護フェスタ」の企画、開催

介護福祉学科では、11 月 11 日（厚労省の定めた「介護の日」）を中心に、弘前市、青森市、五所川原市の大型商業施設で延べ 5 日間にわたって、「介護福祉の魅力発信」と題して、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら一般市民

を対象に啓発・体験型イベントを開催した。3市での来場者総数は292名あり、多くの方々がアンケートに回答していただき今後を活用していく方針である。また、この企画は、「令和2年度青森県福祉・介護人材確保対策事業の」一環として開催したものである。

⑤ 「青森県内の福祉職員向けセミナー」の開催

介護福祉学科では、県内の福祉職員向けセミナーとして、「介護スキルチェック研修」と「福祉職員スキルアップ研修」を企画し、県内各施設に案内した。

本年度は新型コロナウイルス禍にあったが、3ヶ所で、この研修会を開催した。

この企画も、令和2年度青森県福祉・介護人材確保対策事業の一環として開催したものである。

⑥ 弘前市防災マイスター育成講座／救急救命学科が協力

令和2年12月、本学USAR訓練棟において、弘前地区消防事務組合消防本部警防課主管の防災士養成講座が開催された。このなかで本学救急救命学科2年生15名が普通救命講習の指導を行った。また学生たちは、消防本部の職員らとともに、新型コロナウイルス感染防止策を盛り込んだ応急手当の方法を受講者に教えた。

⑦ 田舎館村防災訓練／救急救命学科が協力

令和2年10月、田舎館村にて防災訓練が行われた。本学救急救命学科1、2年生合計20名が、地元消防団に協力し、この防災訓練で大きな役割を果たした。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神に関する課題は、特に存在しない。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請にしているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II - A-6)

＜区分 基準Ⅰ-B-1の現状＞

本学の教育目的は、弘前医療福祉大学短期大学部学則第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法並びにホスピタリティー精神に基づき、専門的な知識・技術を教授研究し、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民の福祉の向上と社会の発展に寄与できる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」と明記されている。

本学のホームページには、「建学理念」を掲げ、広く社会への周知を図っている。

また、学生便覧の冒頭頁から本学の教育研究上の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げ全学へ周知している。

なお、学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6に記す。

学則第2条に、本学における人材育成及び教育研究上の目的を以下のように定めている。

(1) 介護福祉学科

- ① 社会や人間の尊厳を理解し、人に共感できる豊かな人間性を育み、ホスピタリティー精神を兼ね備えた人材を育成する。
- ② 介護・福祉のニーズを正しく理解し、総合的な判断力をもって科学的に問題解決できる人材を育成する。
- ③ 介護・福祉に関する専門的知識と技術を現場で有効に活かせる人材を育成する。
- ④ 地域に開かれた大学として、介護・福祉に関する教育研究の成果を地域に還元し、健康と福祉の向上に寄与する。

(2) 救急救命学科

- ① 人間の尊厳を基盤とし、社会人基礎力を身につけた人材を育成する。
- ② 救命・救助にかかわる正しい知識と技術を身につけた人材を育成する。
- ③ 救命・救助について主体的に学び、関連職種と連携・活動できる人材を育成する。
- ④ プレホスピタルケアの先端で活躍できる救急救命士としての救急医療技術のみならず、人命捜索、要救助者の搬出・救助・保護・医療処置など、多種類の救急救命シミュレーションを通して実践力を養う。

以上の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを点検するための有力な方法の一つは、本学の卒業生が勤務している就職先でどのような評価を得ているかを調査することである。本学ではこのようなアンケート調査を平成26年度より毎年定期的実施してきた。調査項目として、たとえば「本学の卒業生は他大学の卒業生に比べて、総じてどのような特徴があるか。」、「本学の卒業生は、入職後どのような特徴があると感じているか。」、「本学の卒業生を採用してよかったか。」などの観点をあげ、定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

前回、平成 27 年度の第三者自己点検・自己評価報告書においても学習成果が提示されていたが、それは各学科に対応したもののみであった。観点 (1) にあるように、まずはじめに短期大学としての学習成果が必要である。今回新たに制定した短期大学全体としての学習成果は、短期大学としての建学の精神ならびに教育の目的に基づき、学生が身につけるべき学力や資質を学習成果と定めている。

本学の教育目的の骨子は、ホスピタリティー精神に基づき、広く国民の福祉の向上と社会発展に寄与できる人間性豊かな人材の育成にある。次に示す、本学全体に対して定められた 3 つの学習成果は、教育目的に則った学習を進めることにより獲得できる成果である。また、学習成果の到達点は国家試験合格ではなく、それ以後の社会人として地域に貢献できる人づくりにある。

《弘前医療福祉大学短期大学部 学習成果》

1. 国家試験合格を目指し、専門的知識と技術を身につける。
2. ホスピタリティー精神を基盤とした豊かな人間性と教養を身につける。
3. 地域に貢献しようとする姿勢と社会人基礎力を身につける。

また、各学科においても、前回示された学習成果を見直し、上述の短大全体としての学習成果に沿いつつ、それぞれの学科における教育目的に合わせて身につけさせる、独自の学習成果を定めている。

《介護福祉学科 学習成果》

1. 介護福祉士国家試験合格を目指し、専門的知識と技術を習得する。
2. ホスピタリティー精神を基盤とした、幅広い教養と知識を習得する。
3. 介護実践に必要な人権の擁護・尊厳の保持・自立支援を実現するための倫理観と豊かな人間性を身につける。
4. 介護実践に必要なコミュニケーション力および多職種と連携する力を身につける。
5. 生涯を通じて学び続ける基礎能力と研究力を身につける。
6. 介護福祉士として地域社会に貢献する姿勢と、高い実践力を身につける。

《救急救命学科 学習成果》

1. 救急救命士国家試験合格を目指し、専門的知識と技術を身につける。

2. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と総合的な判断力を身につける。
3. 救急救命に必要なコミュニケーション技術を身につける。
4. 医療従事者として求められる医学知識を修得する。
5. 豊かな人間性と社会人基礎力および地域社会に貢献する姿勢を身につける。
6. 救急救命士として、病院前救護の現場において安全で的確な高い実践力を身につける。

以上示した 3 つの学習成果については、学校教育法の短期大学の規定をはじめ、社会が求める大学教育や教育改革の動向を把握し、変化に俊敏に対応した学習成果を目指して、定期的に確認ならびに点検を行っていく。

また、学習成果に関する調査結果の学内外への公開については、具体的には実現していないので、次年度以降、検討を継続する。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針については一体的に策定し、ホームページ、学生便覧等で学内外に公表している。なお、これら三つの方針の策定にあたっては、学科の会議、教務委員会、教授会等の組織の審議を経て結論を得ている。

これら三つの方針を踏まえた教育活動を次のように誠実にやっている。

卒業認定・学位授与の方針に則り、学習成果に対応した、授業科目とその単位数を学則第 36 条で定めており、卒業所用単位数を満たした学生に対して、学則第 37 条によって学長が教授会の議を経て卒業を認定するとともに、学則第 38 条に従って短期大学士の学位を授与している。

教育課程編成・実施の方針に則って教育課程を編成し、学習成果に対応した授業科目と必要単位数、授業アンケート、GPA 制度など、学修活動の詳細を明らかにし、学修年限 2 年および 3 年に渡って、前・後期の教育を誠実に実施している。

入学者受け入れ方針は、建学の理念や教育の目的において育成することが謳われている、人材の育成に見合った学生を求めている。そして、そのために、国語力やコミュニケーション力など、入学までに身につけて欲しいいくつかの具体的な能力や姿勢を明示している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

令和元年度に短期大学としての学習成果を定めたが、学内外への表明に至っていない。早急に短期大学部ホームページ等での公開の必要がある。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

本学では、自己点検・評価のための委員会を組織し、規程を整備して自己点検・評価活動を行ってきた。また、この委員会活動には各学科、各部署等から選出された委員が参加している。各学科、各部署などでは定期的に会議等を開催し、これらのなかで日常的に自己点検・評価を行い、全教職員が関与している。自己点検・評価委員会は、本学の「建学の精神」を基盤に展開される教育活動や社会貢献活動などを集約し、PDCAを繰り返しながら年度毎に報告書をまとめ、公表してきた。

本学は、自己点検・評価の実施体制を整備し諸分野にわたって改善を行ってきたが、内部質保証について一層の充実を図るため、令和元年度に「内部質保証推進室」を設置した。本学の内部質保証については、各学科、各部署等が一層認識を深め、その体制や測定方法等を強化していく方針である。これらのプロセスや成果を「内部質保証推進室」は全学的に俯瞰し、的確な判断、指導を加え、学則第 1 条に掲げる目的の高度な実現に向けて、努力を傾注している。

高等学校関係者の意見聴取については、本学と高等学校との連携協定を 2 校と締結したことから、これらの高等学校の意見を謙虚な姿勢で、聴取していく。また、青森県の高等教育機関が主管する高大接続懇談会などでの意見も真剣に受けとめていく。本学においては、自己点検・評価の結果を、必要性や緊急性などから適確に判断し、改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学校教育法、短期大学設置基準などの関連法令を遵守し、卒業要件である必要単位数を定め、各授業科目はシラバスによって到達目標、評価方法を示している。

国家試験合格を目指した専門的知識や技術の修得は最低限必要な学習成果であり、教育の質の保証に合致している。特に介護福祉学科では本年度までの国家試験合格率は、いずれの年度も全国平均を上回っている。

教育の向上・充実を目的として、令和元年度から GPA 制度を導入した。GPA 制度を導入するにあたっては、その前提として到達目標を明確にすること、多面的・総合的な成績評価を行うこと、授業科目間の難易度におけるバランス是正などについて、教職員で共有した。また、導入にあたって、非常勤講師にも周知し徹底を図った。

この GPA 制度の活用については注意深い教育的配慮のもとで、実行していく。

昨今、入学時の学力について学生間の格差が大きい現状があり、初年次教育の強化を含めた教育の質を担保するための「早期合格者セミナー」や学習支援部会の「入学前教育」などを開催している。推薦入試制度を利用して入学を確定している学生は、比較的早期に学習習慣から解放されるため、大学入学後、学業不振に陥るケースも散見される。その為、これを防止し、学ぶことの意欲を持続させることが、目的のひとつである。「介護福祉学科」は 2 年制であり、「救急救命学科」は 3 年制であることや学科の特性などに配慮し、別個の内容で、これを推進している。

アセスメントの手法としては、FD 委員会が実施している「学生による授業評価アンケート」、学生委員会による「学生満足度調査」などがある。「学生による授業評価アンケート」については、今年度より集計結果に基づいて各授業担当者が今後に向けての授業改善計画を作成することとした。前・後期分を冊子にまとめ今年度分の報告書として図書館に配架する予定である。

また、卒業生やその職場にもアンケート調査の協力を依頼し、回答を得ている。この回答も本学の教育全般の評価を測定する上で、有効な資料となっている。

「学生満足度調査」については、教授会でも報告し、改善可能な事項は、直ちに実行し、学生の希望に十分応えられない場合は、その理由を文書にして、図書館等に備えた報告書で公表している。

学校教育法や短期大学設置基準などの関係法令は、関係省庁の通知文などから把握し、変更などが必要な場合は速やかに対応している。法人運営や教育に関連する方針や行為が、これらの法令と照らし合わせて齟齬がないか、必要な部分が抜け落ちていないか、すなわち確実に法令遵守が行き届いているかを確認している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

入学者を選抜する機能が低い本学では、入学者全員に対し学習成果の獲得を担保することが、大きな課題である。入学した学生をいかに教育し、社会に送り出せるかが、本学の教育力にかかっている。このためには、常に PDCA サイクルにより内部質保証に努めることが肝要である。

全学的なルーブリック評価の導入を実現させることが課題である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

令和元年度に「内部質保証推進室」を設置した。この推進室が有効に機能するべく自己点検・評価委員会と連携していくことが肝要である。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

① 建学の精神 改善計画

本学の知名度がそれほど高くないことを受けて、広く周知するためにホームページ・新聞など様々なメディアを通して PR に努めた。建学の精神・教育理念については様々な機会を捉えて、教職員や学生への周知に努めている。例えば、教授会や学科会議、学園講話会や各種行事における理事長、学長の挨拶で、このことに触れている。

カリキュラムについては、救急救命学科で見直しを図り、2019 年度より新たなカリキュラムに基づき教育内容の充実を図った。

教育の質保証については、GPA 制度の導入、学生による授業評価アンケート、学生満足度調査のフィードバック、FD、SD の充実を努めた。

② 内部質保証に基づく改善計画

教育の成果、すなわち、有効な学習成果が得られているか否かの見当は、毎月の定例学科会議等で、学習成果の獲得状況を検証し、共有してきた。今年度はそれらを集約してアセスメントポリシーを策定した。

国家試験合格率向上に向けては、重要テーマと位置づけ、全体指導担当者と助言教員との連携を密にし、学生の実力アップを図っている。模擬試験を適切な時期に受験させ、学生自身の強みと弱点を自覚させ、その後の勉学の指針を立てている。教員は適切な時期に助言し、学生の実力向上に資するよう常に心配りしている。

GPA 制度は、教育の効果の可視化に有意であり、PDCA サイクルを有効に回すことで、教職員と学生が共同して学習成果の獲得に向け努力しやすい環境が整った。

③ 自己点検・評価 自己点検・評価に基づく改善計画

学習成果については、FD 研修会、各種委員会などで学習成果獲得についての議論

を行ってきた。また、昨年度より GPA 制度を運用し、学習成果の可視化に努めている。

なお、卒業生の就職先からのアンケートなど、外部の意見も慎重に検討し、適切な事項は取り入れるよう努めた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育目的・目標は、基本的に学習成果と適切に一致することが肝要である。教育の方法やあり方などが正しく整備されていれば、学生はそれに従って学習を行い、望ましい成果が得られるはずである。三つのポリシーもこうした考えに則ったものであり、それが質保証となって現れると考える。今年度策定したアセスメントポリシーに基づき、今後はさらに教育のあり方を見直し充実を図っていく。こうした考えに沿って大きな意味での学習環境を整えたいと考えている。具体的には、今年度策定したカリキュラムマップに沿って教育課程方針を見直す。

近隣の高等学校へは、連携協定締結の話し合いを継続していく。2020 年度から始まる大学入学共通テストなどを見据えた、本来の意味での高大接続の話し合いが進んでいるとは言えない。しかし、今後は本学主催の公開講座や各種研修会の案内を、積極的に高等学校へ届けるようにしていく。また、高等学校からの公開授業等の案内がある折には、本学からも積極的に出向くこととし、連携を深めていく方針である。

《弘前医療福祉大学短期大学部 アセスメントポリシー》

弘前医療福祉大学短期大学部では、3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を踏まえ、学生の学修成果を「機関レベル（短期大学部全体）」、「教育課程レベル（学科）」、「科目レベル（授業科目）」の3つの段階で測定・評価します。具体的な評価方法・指標は以下の通りです。

弘前医療福祉大学短期大学部介護福祉学科各段階における評価方法および指標等

	入学前・入学時 アドミッションポリシーを満たす人材かどうかの検証	在学中 カリキュラムポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証	卒業時・卒業後 ディプロマポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
機関レベル （短期大学部全体）	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学試験(学力試験、面接試験) ● 調査書等の記載内容 	<ul style="list-style-type: none"> ● 修得単位数 ● 休学率 ● 退学率 ● 学生生活満足度調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位取得率 ● 就職状況 ● 就職先アンケート ● ジェネリックスキルテスト
教育課程レベル （学科）	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学前教育(早期合格者対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ● GPA ● 修得単位数 ● 地域活動参加状況(ボランティア) ● 正課外学習の評価(国家試験対策模擬試験等結果) ● 学修成果の発表(介護事例研究発表会) ● 自己評価ツール(夢ノート) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家試験合格率 ● GPA ● 資格取得状況
科目レベル （授業科目）		<ul style="list-style-type: none"> ● 成績評価(定期試験) ● 授業評価アンケート ● 学外実習評価(介護実習) 	

弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科各段階における評価方法および指標等

	入学前・入学時 アドミッションポリシーを満たす人材かどうかの検証	在学中 カリキュラムポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証	卒業時・卒業後 ディプロマポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
機関レベル (短期大学部全体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学試験(学力試験、面接試験) ● 調査書等の記載内容 	<ul style="list-style-type: none"> ● 修得単位数 ● 休学率 ● 退学率 ● 学生生活満足度調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位取得率 ● 就職状況 ● 就職先アンケート ● ジェネリックスキルテスト
教育課程レベル (学科)	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学前教育(早期合格者対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ● GPA ● 修得単位数 ● 地域活動参加状況(防災訓練等) ● 学外活動評価(10 km 行進、夜間訓練、雪中活動訓練、水難救助) ● 学外見学レポート(消防学校等) ● 正課外学習の評価(国家試験対策・公務員試験対策模擬試験等結果) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家試験合格率 ● GPA ● 資格取得状況
科目レベル (授業科目)		<ul style="list-style-type: none"> ● 成績評価(定期試験) ● 授業評価アンケート ● 学外実習評価(臨地実習、解剖学実習等) 	

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

これまで各学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)はあったが、今回新たに短期大学部全体としての卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を制定した。

[弘前医療福祉大学短期大学部]

弘前医療福祉大学短期大学部では、建学の精神を基本理念としつつ、学則第1条に定める人材を育成することを目的としている。

この目的のもと、本学の教育課程を修め、所定の単位修得条件を満たすことおよび以下の能力・資質を身につけた者に対して「短期大学士」の学位を授与する。

1. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と知識を活用する能力を備えている。
2. 専攻する分野の専門的知識と技術を身につけ、総合的な判断力を有し地域社会に貢献できる。
3. 多様な視点からものごとを考え理解し、課題解決に向けて学び続けることができる。

[介護福祉学科]

「学校教育法施行規則」の一部を改正する省令が、平成28年3月31日付で交付されたことに伴って、本学の3方針(ディプロマ、カリキュラム、アドミッション)を見直し、確立することとなった。文科省関連から示されている「ガイドラインの基本的考え方」や「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に検討を重ね、平成28年度に下記内容にて教授会に諮り改正した。本学科では、以下のような能力を

身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「短期大学士（介護福祉）」の学位を授与する。

＜介護福祉学科＞

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

介護福祉学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「短期大学士（介護福祉）」の学位を授与する。

1. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と知識を活用する能力を備えている。
2. 人権の擁護・尊厳の保持・自立支援を支える視点と倫理観を備えている。
3. 介護福祉に関する専門的知識と技術を身につけ、総合的な判断力を有し地域社会に貢献できる。
4. 多様な価値観を理解するとともに、常に高齢者や障がい者等の立場で考え行動する能力を身につけている。
5. 現代社会に対応できる主体性を持った個人として、生涯を通じて学び続ける基礎能力を身につけている。

本学科の学位授与の方針は、学習成果に対応したものとなっている。卒業要件は、2年間で87単位以上となっており、内訳は「基礎科目」18単位以上、「専門科目」69単位以上である。本学科においては、所定の単位を修得した学生には、「短期大学士（介護福祉）」の学位を授与し、令和元年度入学生は、令和2年度国家試験受験資格と社会福祉主事任用資格が与えられる。

学則には、単位の認定、成績評価の基準、卒業の要件、学位、資格の取得について明示されており、学生は身につけるべき学力、能力、資質、資格と評価基準を理解し、学習に取り組むことができる。

卒業要件等については、入学時に実施するオリエンテーション及びガイダンスで、学生便覧、介護福祉学科講義概要（シラバス）に加え、「弘前医療福祉大学短期大学部スタートアップガイド」を用いて、丁寧に分かりやすく説明を行っている。また、本学進学のための高等学校進路指導担当教員への高等学校進路指導担当主事懇談会でも周知を図り、ホームページにも明記している。

学生は、地域社会に貢献できる介護福祉士として、専門性を裏付けるスキルを身につけ、人間味あふれる教養を備えたスペシャリストを目指して学習に取り組むことができる。

本学科の学位授与の方針は、介護福祉士の業務内容に喀痰吸引等の医行為が新たに位置づけられたことを受け、「医療的ケア」の科目を加え教育内容を編成し直し基本

研修を修了する等、社会的に通用性がある。本学科における学位授与の方針については、このような介護・福祉現場における時代のニーズに対応した教育内容の見直しを行う等、定期的な点検の機会を設けている。

[救急救命学科]

救急救命学科においても介護福祉学科と同様に、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成 28 年 3 月 31 日付で交付されたことに伴って、本学科の 3 方針（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）を見直し、確立することとなった。文科省関連から示されている「ガイドラインの基本的考え方」や「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に検討を重ね本年下記内容にて教授会に諮り改正した。以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して「短期大学士（救急救命学）」の学位を授与する。また、学位授与の方針を学内外に表明し、学位取得は所定の単位を修得することで可能となることを明確に示している。

学位授与方針を公表する方法としては、学内では、「学生便覧」に基づき入学時や年度当初のガイダンス等で説明し、各学期前後、クラス担任やチューターと面談等で周知徹底を心掛けている。また、本学進学のための高等学校教員への「高等学校進路指導担当主事懇談会」、在学生の保護者向けの「保護者会」等でも周知を図っている。学外では、ホームページ上に開講科目の概要を明記し、学内外への周知努力をしている。

本学科の令和 2 年度卒業要件は、「基礎科目」19 単位以上、「専門基礎科目」12 単位、「専門科目（実習を含む）」63 単位以上、計 94 単位以上を修得しなければならないとしている。本学科の学位授与方針は、救急救命士養成校指定規則に基づくものであるため、社会的通用性は十分備えている。定期的点検の方法としては、学科会議等において継続吟味している。

<救急救命学科>

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

救急救命学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「短期大学士（救急救命学）」の学位を授与する。

1. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と知識を活用する能力を備えている。
2. 他職種と連携したチーム医療を実践できる協調性とリーダーシップを身につけている。
3. 救急救命士としての専門的知識と技術を習得し、地域社会に貢献できる。
4. 救急現場において、迅速・的確に対応できる総合的な判断力及び体力を身につけている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

これまで各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）はあったが、今回新たに短期大学部全体としての教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を制定した。

[弘前医療福祉大学短期大学部]

弘前医療福祉大学短期大学部では、教育目的、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる専門的知識や技能と活用力およびホスピタリティー精神を学生に修得させるため、「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」を体系的に編成し、講義・演習・実技・実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

《介護福祉学科》

本学科では、介護福祉士等の専門職を育成するため、幅広い教養と介護の専門的な知識・技術・高い倫理観の習得を目指している。「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に改正を図り教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を下記内容にて改正した。

<介護福祉学科>

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. ホスピタリティー精神を基盤に、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために、「人間の理解」、「社会の理解」、「豊かな生活」、「外国語」を柱とした基礎科目群を、1年次を中心に配置する。
2. 介護実践にあたり必要な尊厳の保持・自立支援等、介護福祉専門職としての専門的知識と高度な技術を習得するために、「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「介護過程」、「生活支援技術」、「介護総合演習」、「介護実習」に関する専門科目群「介護」を配置する。また、これら科目の学習成果を評価するため2年次後期に介護事例研究発表会を実施する。
3. 高齢者・障がい者等、利用者の心身に関する深い理解及びチームアプローチ等を学ぶために、人体に関する基本的知識を踏まえ、「発達と老化の理解」、「認知症の理解」、「障害の理解」等を柱とした専門科目群「こころとからだのしくみ」を配置する。また、介護現場における介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養等の「医療的ケア」を配置する。
4. 「介護福祉士国家資格」取得を目指し、既習の内容を繰り返し学習することにより理解度を高めることができるよう配慮する。また国家試験対策として過去問題の解説及び模擬試験を実施する。
5. 介護実践の幅を広げる種々の資格を配置し「社会福祉主事任用資格」も取得を可能にする。そのほか、関連領域の資格として「介護食士3級」、「普通救命講習Ⅰ」を取得できる講座を開講する。また「AHA-BLSヘルスケアプロバイダー（アメリカ心臓協会医療従事者向け一次救命処置）」の資格取得を支援する講習を行う。

本学科の教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応し、平成30年度入学生は、「基礎科目」18単位以上、「専門科目」69単位以上、計87単位以上、かつ、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として上記の能力を身に付けた学生に「短期大学士（介護福祉）」の学位を授与している。これに併せて、「介護福祉士国家試験受験資格」及び「社会福祉主事任用資格」を付与している。「普通救命講習Ⅰ」「介護食士3級」については、通常では授業が設定されない土曜日や夏季休業等を利用して資格取得講座を開講している。また、「AHA-BLSヘルスケアプロバイダー（アメリカ心臓協会医療従事者向け一次救命処置）」の資格取得を支援するための講習を行う。

卒業要件等に関しては、入学時や年度当初のガイダンス等で説明し、各学期前後、クラス担任や助言教員との面談等で具体的に説明、また、ホームページにも明記し、周知徹底を図っている。

また、本学科の教育課程は短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されており、

物理的に取得可能な範囲で、学習成果に対応した多岐にわたる授業科目を必修科目と選択科目のバランスを保ちながら設定している。

平成23年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正を受け、本専攻の教育課程を以下のとおりとしている。介護が実践の技術であることから、その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」を240時間以上、尊厳の保持、自立支援の考えを踏まえ、生活を支えるための「介護」を1,260時間以上、多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」を300時間以上とする、3つの領域で1,800時間以上の課程としている。さらに平成26年度入学生からは、「医療的ケア」の50時間を加えた1,850時間とする改正があり、科目数及び時間数をそれに対応して増加している。

「基礎科目」は、「人間と社会」とし、さらにそれを「人間の理解」「社会の理解」「豊かな生活」及び「外国語」の枠組みで編成し18科目を開講している。

「専門科目」は、「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の3分野から構成されている。ここでは、体系化された福祉に関する高度な知識と技術とともに、人体の基本的理解、チーム医療等を学ぶことや科学的根拠に基づく思考過程と、介護を必要とする人の介護方法を習得するために必要な介護総合演習、介護実習を配置し、38科目を開講している。

また、単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定めるため、令和元年度入学生からCAP制を導入した。

成績評価は教育の質保証に向けて厳格に行っており、学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり明確な評価基準によって適正に実施されている。令和元年度入学生より運用されているGPAに基づき、成績の評価は秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)をもって表し、可以上を合格としている。科目の評価に関しては、学科内の科目担当教員で構成される会議において検討を重ねたのち科目担当責任者が決定する。各授業科目の履修時間数のうち、授業形態が講義の場合、3分の2以上の出席がなければ定期試験を受けることができないとしており、出席状況の厳密な把握を行っている。

介護福祉学科講義概要(シラバス)には、必要な項目すなわち学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等について、FD研修会での研修内容を基に記載し、学生が主体的に目的を持って学習に取り組めるように明示している。成績評価については、入学時のオリエンテーション、ガイダンス、学年開始前後の学生との面談、授業開始時のガイダンスで具体的に説明し周知徹底を図っている。

本学科の教育課程は、科目ごとに教員の資格・業績を確認し、それを基にした教員配置となっている。資格取得に必要とされる専門科目においては、ふさわしい資格・業績を有する兼任・兼任教員を配置し、多様かつ専門性の高い教育体制で対応しており、定期的に介護福祉学科会議や学科内教務委員を中心にして関連科目間の担当教員で見直しを行っている。

《救急救命学科》

本学科では、救急救命学に関する知識を実際に活かせるような創造力・総合力・問題解決力の習得を目指している。「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に改正を図り教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を下記内容にて改正した。

＜救急救命学科＞

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学の建学の精神および各学科の教育目標に基づき、幅広い知識や教養と各自の目的・目標に沿った専門知識を身につけるために、基礎科目、専門基礎科目、専門科目を置いています。

基礎科目では建学の精神に基づき心豊かで幅広い教養を培い専門基礎科目及び専門科目では専門的知識と技術を学び、各科目の相互関連をもって、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民生活の向上と社会発展に寄与できる、人間性豊かな人材育成を目指す総合的なカリキュラムを編成しています。

救急救命学科では、救急救命学に関する知識を実際に生かせるような創造力・統合力・問題解決力の習得を目指しています。

1. ホスピタリティー精神を基盤に、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性ととも社会福祉・社会保障に関する基本的な知識を育むために、「人間の理解」、「社会の理解」、「豊かな生活」、「外国語」を柱とした基礎科目群を1年次及び2年次に開設する。
2. 医療従事者として求められる専門的医学知識を身につけるために、「医学概論」、「解剖学」、「生理学」、「法医学」等の専門基礎科目群を1年次及び2年次に開設する。
3. 救急救命士に必要な高度な知識と技術を習得するために、「救急医学概論」、「救急症候・病態生理学」、「疾病救急医学」、「外傷学」等の専門科目群を基礎科目群、専門基礎科目群と並行して開設する。
4. 高い実践力を養うために、「救急救命シミュレーション」を1年次から3年次にかけて開設する。また、学内での講義・演習で得た知識・技術を、体験して修得させるため、「臨床実習」、「救急用自動車同乗実習」を3年次に開設する。

本学科では以下のような科目で教育課程を構成している。

教育課程は学位授与の方針に対応し「教育基本法」「学校教育法」「救急救命士養成所指定規則」等の関連法令及び本学の理念に基づき、学位の質保証のための教育課程編

成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を構築した。幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための基礎的知識を学び、その上に、科学的な根拠に基づいた学習がなされるようにしている。

本学科の教育課程は物理的に取得可能な範囲で、幅広い科目を設置し、必修科目と選択科目のバランスを保ちながら、基礎教養科目群の上に専門基礎科目及び専門科目を配置し、高度な救急救命・救助に関する知識・技術が習得できるように、多岐にわたる科目を設定した教育課程を提供している。学則に定める卒業要件は、本学に3年以上在学し、学則別表1に掲げる授業科目を履修し、学則別表2に掲げる所定の単位を修得するとともに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけた学生に「短期大学士（救急救命学）」の学位を授与し、併せて「救急救命士国家試験受験資格」を付与している。その他にも、「上級救命講習」「応急手当普及員資格」「日本病院前外傷教育プログラム（JPTEC）」「スワフトウオーターレスキューファーストレスポonder（SFR）」などの資格取得を促進する。

教育課程は、「基礎科目」と「専門基礎科目」「専門科目」に大別している。「基礎科目」の柱は「人間と社会」とし、さらにそれを「人間の理解」「社会の理解」「豊かな生活」及び「外国語」の枠組みで編成し、「人間の尊厳と自立」の授業をはじめ、2020年度入学者及び2019年度入学者には27科目、2018年度及び2017年度入学者には26科目を開講している。「専門基礎科目」は、「医学概論」の授業をはじめ、8科目（2020年度・2019年度・2018年度・2017年度入学者）を開講している。「専門科目」は、「救急医学概論」の授業をはじめ、実習を含めた25科目（2020年度・2019年度・2018年度・2017年度入学者）を開講している。また、2019年度入学者からCAP制度を導入し、履修することができる単位数の上限を1年間において52単位としている。評価は各教員に委ねており、学習状況、試験、レポート等の結果を総合的に判断し評価している。2019年度以降の入学者の履修成績の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、可以上を合格としている。2018年度及び2017年度入学者の履修成績の評価は、優、良、可、不可をもって表し、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、可以上を合格としている。各授業科目の履修時間数のうち、講義では3分の2以上、実習では5分の4以上の出席がなければ試験及び評価を受けることができないとしており、出席状況の厳密な把握を必要とする。

救急救命学科講義概要（シラバス）は、科目担当者に作成を依頼し、教務委員会が纏めている。評価の方法と評価基準は、各科目の救急救命学科講義概要（シラバス）に明記され周知されている。シラバスに必要な項目（授業の目的、到達目標、授業内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）、必要事項を記載し、学生が主体的に目的を持って学習に取り組めるよう明文化している。これらは入学時のオリエンテーション、ガイダンス、学年開始前後の学生との面談、授業開始時間等で具体的に指導し周知徹底を図っている。

学科の教育課程は、科目ごとに教員の資格・業績を確認し、それに基づいた教員を配置し適正に教育指導できる体制を整えている。

また、カリキュラムポリシーに基づいて、より充実した科目編成や講義内容・教員配

置の見直しに毎年度取り組んでいる。その際、救急救命学に関する創造力・総合力・問題解決能力をもつ学生像を明確にし、各科目の到達目標を再設定することで全ての教員がベクトルを揃え、「救急救命」のスペシャリスト育成を核として改善を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の基礎科目（教養科目）は、建学の精神に基づき心豊かで幅広い教養を培い、専門基礎科目及び専門科目では専門的知識と技術を学び、各科目の相互関連をもって、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民生活の向上と社会発展に寄与できる、人間性豊かな人材育成を目指すように総合的なカリキュラム編成がなされている。

今年度はカリキュラムマップを作成し、基礎科目・専門基礎科目・専門科目との関連を学生にわかりやすく提示することができた。また、専任教員の授業科目において学生による授業評価アンケートを実施後、それぞれ授業担当教員はアンケート結果を踏まえ、授業改善計画を作成・提出することになった。これにより授業内容の改善状況を可視化することができた。

介護福祉学科 カリキュラムマップ



《介護福祉学科》

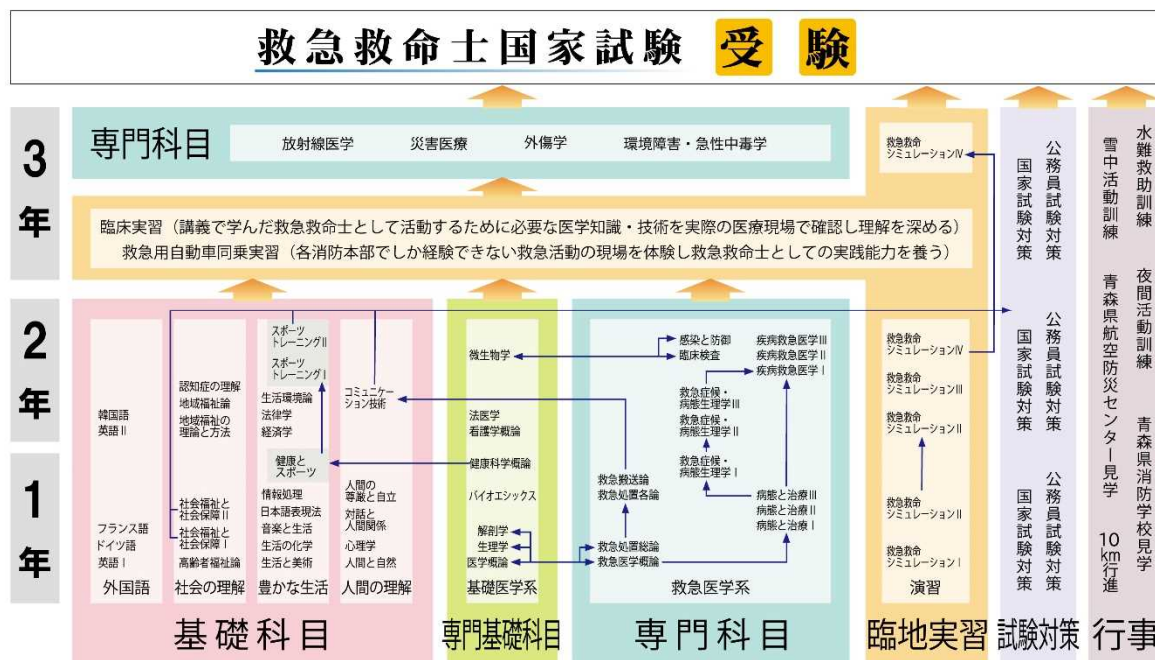
本学科の教育課程は、学位授与の方針に対応しており、短期大学設置基準、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき所要の単位を取得することを明確にしている。物理的に取得可能な範囲で幅広い科目を設置し、必修科目と選択科目のバランスを保ちながら、基礎科目の上に3領域を主軸とし多岐にわたる専門科目が修得できるよう設定している。

豊かな人間性を身につけるための教養教育として、基礎科目には、「人間と社会」に関する科目を配置し、専門科目には、介護の基本をはじめとする科目群として「介護」、人体や障害の理解に関連する科目として「こころとからだのしくみ」等を開講しておりいずれも学習成果に対応した分かりやすい授業科目を編成している。

学生が余裕を持ってのびのびと教育課程に取り組めるように、総合的にカリキュラムの見直しを検討していくとともに、ホスピタリティー精神に基づいた人間性豊かな介護福祉士養成を行っていく。

学習効果の判定は、定期試験、レポート、実技試験、施設実習により判定している。また、全授業科目において学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの結果は授業担当教員にフィードバックされ、授業改善計画書を作成し授業内容の改善に役立てられている。

救急救命学科 カリキュラムマップ



《救急救命学科》

本学科の教養教育課程は、ホスピタリティー精神を基盤に、幅広い教養と総合的に豊かな人間性を育み、社会福祉・社会保障に関する知識を身につけるよう教養教育課程が編成されている。幅広い教養を身につけるための学びとして、基礎科目群「豊か

な生活」に関しては「情報処理」をはじめ11科目が配置されている。また、「外国語」に関しては「英語」「フランス語」などが配置されている。多様な価値観を持つ豊かな人間性を身につけるための学びとして、基礎科目群「人間の理解」に関する科目を配置し、対話による深い人間関係を構築する能力が育まれるように図っている。社会福祉・社会保障制度の理解のために、基礎科目群「社会の理解」に関する科目を配置し、「社会福祉と社会保障」「地域福祉論」をはじめ、救急救命士として必要な社会保障に関する知識を習得できるように整えている。このような基礎科目群は 27 科目開講しており、学生の教養教育のための体制が確立している。

教養教育と専門教育との関連においては、基礎科目群で学修した「人間の理解」「社会の理解」などが、専門科目の「救急搬送論」「救急救命シミュレーションⅠ～Ⅳ」などに関連して実際に教養科目が専門科目で必要な知識・技術のもとになることを教員が示すことにより、さらなる応用技術の修得が為されるように教育を行っている。

学習効果の判定は、前期後期に行われる試験により判定している。学習成果を知識として試験で測定・評価できない授業科目においては、レポート・発表・実地試験などにより評価している。

また、全授業科目において学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの結果は授業担当教員にフィードバックされ、授業改善計画書を作成し授業内容の改善に役立てられている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

《介護福祉学科》

本学科の職業教育は、短期大学設置基準、学校教育法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針等の関係法令に基づき編成している2年間の教育課程において、職業への接続を図る実施体制を明確にしている。

卒業後、介護福祉士国家資格を有する介護福祉職として高齢者及び障がい者施設等において就労するために、活動する現場で必要となる知識と専門性が習得できるよう「介護総合演習」「介護過程」「コミュニケーション技術」等を配置し、介護福祉現場における経験が豊富な教員が指導している。さらに、全学年を通じて「生活支援技術」を配置し、介護福祉士資格を持った教員が実際と同じ介護場面を再現して、介護業務の実際を段階的かつ実践的に学ぶことができるよう体制を整えている。高齢者及び障がい者施設で実施する「介護実習」(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ/計10単位)は、実践的な職業教育と

なっている。各施設の実習指導者と本学の教員が情報を共有し、教育内容に反映させている。各年度の初回実習前に「介護実習の手引き」を作成するとともに各施設に配布し、必要に応じて実習指導者との意見交換の場を設け、本学の教育方針を説明し共有するとともに、実習指導者からの意見や学生の状況等を把握し、共有している。

また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）において、介護福祉学科における学習の集大成として「介護福祉士国家資格」取得を目指すことを明確に示していることから、学科内教員で構成する学習支援部会を中心にサポートを行っている。学生は、正課カリキュラムとは別に設定している「国家試験対策」への参加を通じて、1年次より基礎学習力と予習・復習及び国家試験受験に向けた学習習慣を身につけるためにドリルブックを活用した学習に臨むとともに、職業教育の観点から社会人基礎力としての「文章の書き方」や「対人関係コミュニケーション」、「プレゼンテーション」等についても習得できるよう取り組んでいる。

職業教育の効果測定・評価については、「介護実習」における実習先からの評価と、卒業後に実施している「卒業生アンケート」調査により職業教育の達成度合いを確認し、不足していた点や在学中に習得不十分であった知識や技術がなかったかについて測定・評価する仕組みを構築している。

《救急救命学科》

本学科の職業教育は、短期大学設置基準、学校教育法、消防法に基づき、教育課程において救急業務に関わる所要の単位を取得することを明確に示すことから始まる。将来医療技術職や公安職に就くにあたって、救急救命士として活動する現場で必要となる知識と専門性が習得できるよう「救急医学概論」「救急症候・病態生理学」「疾病救急医学」「外傷学」などを配置し、実際の救急活動現場経験が豊富な教員が指導している。さらに、全学年を通じて「救急救命シミュレーション」を配置し、救急活動の実際を段階的に且つ実践的に学べるような体制を整えている。設備、装備などは現実の救急活動の現場で使用されているものを使用し、救急救命士資格を持った教員が実際と同じ現場を再現して、学生に臨場感のある実技指導を行っている。

職業教育の評価については、「臨床実習」「救急用自動車同乗実習」での実習先からの評価、および卒業生の就職した消防署からの活動評価を得て、適切に行い教育内容の見直しをも行っている。実習先、就職先との連絡・協力体制が確立しているため、このようなフィードバックによる教育効果の測定・評価が可能となっている。また、3年間の課程で、学生が予習・復習に余裕を持って講義・演習・実習に取り組めるように、定期的カリキュラム編成の検討と見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5 の現状＞

これまで各学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）はあったが、今回新たに短期大学部全体としての入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を制定した。

[弘前医療福祉大学短期大学部]

弘前医療福祉大学短期大学部では、学則第1条に定める人材を育成するために、本学での学修に対する目的と意欲を有し、高等学校までの学習および活動を通して培った学力の3要素、すなわち「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を身につけた、地域社会に貢献しようとする学生を求めます。

[介護福祉学科]

介護福祉学科では、入学者受入れの方針について、学生募集要項、ホームページに明確に示している。学習成果に対応して、ホスピタリティー精神を基盤に、「介護」について積極的に学習する姿勢を求める内容となっており、高等学校進路指導担当主事懇談会、オープンキャンパス、各種の進学説明会等でも周知を図っている。

また、本学科の入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。具体的には、国語力、自己表現力とコミュニケーション能力、自主学習に取り組む姿勢、心身の健康への関心をあげている。

入学者の選抜においては、入学者受入れの方針が受験者の学習への積極性を求めるものであることに対応して、学科試験のみではなく志望者の個性や学習に対する意欲、将来に対する目的意識などを総合的に判定する AO 入試をはじめ、一般推薦入試や一般入試、社会人入試でも面接試験を導入し、入学者受入れの方針の理解が確かなものであるかどうか把握に努めている。また、学生募集要項には授業料、その他入学に必要な経費を明示し、受験の問い合わせなどに対しても適切に対応している。

「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に改正を図り入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を下記内容にて改正した。

＜介護福祉学科＞

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 求める学生像

本学科は、「介護」のスペシャリストを目指して積極的に学習する姿勢を持つ学生を求めます。また、「福祉」に関する専門的な知識と技術を身につけようとするに関心を持ち、豊かな人間性を身につけて、社会に貢献しようとする意欲のある学生を求めます。

2. 入学までに身につけておいてほしいこと

- ・論理的な思考にかかわる国語力
- ・人とのかかわりの基礎となる自己表現力とコミュニケーション能力
- ・「介護福祉」分野の事柄について自主学習に取り組む姿勢
- ・心身の健康に関心を持ち、生命の尊厳を大切にできる姿勢

[救急救命学科]

平成 26 年 4 月にわが国の短期大学第一号となる救急救命学科が新設され、一期生 33 名が入学した。平成 27 年 4 月には、二期生 37 名が入学し、平成 29 年 4 月に四期生 34 名が入学した。入学者受入れの方針については、学生募集要項、ホームページに掲載し、明確に示している。学習成果に対応して、ホスピタリティー精神を基盤に、救急救命・救助のスペシャリストを目指し、積極的に学習する姿勢を求める内容となっており、高等学校進路指導担当者対象の高等学校進路指導担当主事懇談会、オープンキャンパス、各種の進学説明会等でも周知を図っている。

また、本学科の入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。具体的には、国語力、自己表現とコミュニケーション能力、数学・生物の基礎学力をあげている。

入学者選抜の方法については、入学者受入れの方針が受験者の学習への積極性を求めるものであることに対応して、学科試験のみではなく、推薦入試や一般入試でも面接試験を導入し、受験者の入学者受入れの方針の理解が確かなものであるかどうか把握に努めている。また、受験の機会を拡げるため、平成 27 年度入試より大学入試センター試験利用入学試験を導入しているが、ここでも本学独自の個別試験として面接を課し、調査書の内容も総合し選抜している。

学生募集要項には授業料、その他入学に必要な経費を明示し、受験の問い合わせなどに対しても適切に対応している。

「三つのポリシーの策定にあたっての個別留意事項」を基に改正を図り入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を下記内容にて改正した。

＜救急救命学科＞

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 求める学生像

本学科は、「救急救命」のスペシャリストを目指し、人命救助に必要な知識と技術を積極的に学修する学生、及び幅広い教養と医療技術者・公安職としての専門的な知識技能を身につけ、人間性豊かで地域社会に貢献しようとする意欲ある学生を求めます。

2. 入学までに身につけておいてほしいこと

- ・文章力、論理的な思考にかかわる国語力
- ・人とのかかわりの基礎となる自己表現とコミュニケーション能力
- ・思考力にかかわる数学の基礎学力
- ・生体の構造や機能といった医学を理解するために必要な生物の基礎学力

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞に述べたように、本学ではまず、短期大学全体として3項目の学習成果を定めている。これは、短期大学としての建学の精神ならびに教育の目的に基づき、学生が身につけるべき学力や資質を学習成果と定めたものである。その意味では、この短期大学全体としての学習成果は多分に理念的で包括的な面を強調したものであり、直接可視化や測定に結びつけられてはいない。

一方、各学科において独自に定められた学習成果は、上述の短大全体としての学習成果に沿いつつ、それぞれの学科における教育目的に合った学力や資質を身につけさせるものである。これは各学科独自の教育目的に基づいているので、具体性が強まっており、学科に特徴的な内容が付け加わった分、項目数も倍の6項目に増えている。

介護福祉学科では、建学の精神であるホスピタリティー精神を基盤に、地域社会の要請に応じて幅広く貢献できる介護福祉士としての知識・技術・コミュニケーション力・人間性などを身につけることを学習成果として掲げている。

介護のスペシャリストとしての学習成果の達成を保証する教育課程が設定され、平成 28 年度入学生からは介護福祉士国家試験受験資格と社会福祉主事任用資格が取得できる。本学科の 2 年間の教育課程及び各資格取得に向けての取り組みによって得られる学習成果は、将来専門職として介護現場で実践することにより地域社会に還元され、地域包括ケアの向上に寄与するものとなることから、本学科の教育課程の学習成果は具体性があり、かつ実際的な価値があるといえる。

6 項目の学習成果はそれぞれその内容によって、国家試験合格率、学位取得率、基礎科目群および専門科目群全般もしくは特定科目の単位取得率、介護実習評価や事例研究発表、就職先アンケート、授業評価や学生満足度のアンケートなど、多様な指標のいくつかと明確に対応づけられている。これにより介護福祉学科の学習成果は量的・質的に測定可能である。

令和元年度及び令和 2 年度は全学生が進級している。このことから、以上の学習成果は 2 年間の在学期間で獲得可能である。

救急救命学科では、建学の精神であるホスピタリティー精神を基盤に、地域社会の要請に応じて幅広く貢献できる救急救命士としての知識・技術・コミュニケーション力・人間性などを身につけることを学習成果として掲げている。

救急救命のスペシャリストとしての学習成果の達成を保証する教育課程が設定され、救急救命士国家試験受験資格が取得できる。また、規定の科目を履修、講座の受講をすることにより、応急手当普及員などの専門的な資格も取得できる。本学科の 3 年間の教育課程及び各資格取得に向けての取り組みによって得られる学習成果は、将来専門職として救急救命の現場で実践することにより地域社会に還元され、地域医療の向上に寄与するものとなることから、本学科の教育課程の学習成果は具体性があり、かつ実際的な価値があるといえる。

6 項目の学習成果はそれぞれその内容によって、国家試験合格率、学位取得率、基礎科目群、専門基礎科目群及び専門科目群全般もしくは特定科目の単位取得率、臨地実習評価、就職先アンケート、授業評価や学生満足度のアンケートなど、多様な指標のいくつかと明確に対応づけられている。これにより救急救命学科の学習成果は量的・質的に測定可能である。

令和元年度の留年率は約 1%であった。このことから、以上の学習成果は 3 年間の在学期間で獲得可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活

用している。

- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

令和元年度入学生から成績評価にGPA制度を導入した。GPA制度は学生の成績をより明確にすることによって、講義に対する学生の意識高揚と学期ごとに学生の学修指導に役立てられる。令和元年入学生のGPA平均は、介護福祉学科で 2.74、救急救命学科で 2.60、各学科のGPA分布は以下の通りである。成績下位学生への面談指導を行うことにより学修意識高揚を図る。

	0～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5～3.0	3.0～3.5	3.5～4.0
介護福祉	0	0	1	7	3	2	4
救急救命	0	1	4	13	14	9	1

科目ごとの学習成果の達成度は、下表のように成績評価とGPそして達成度の関係に表される。今後は単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率などと相関をとることにより学生の教科履修選択などに役立てる計画である。今後は学習成果の質的データとして、学修集積（ポートフォリオ）やルーブリック評価を導入していくことも大きな課題である。

成績評価		点数 (100点満点)	評価基準		GP
			学習成果達成度	判定	
秀	S	90点以上	ほぼ完全に達成	合格	4.0
優	A	80点～89点	十分に達成		3.0
良	B	70点～79点	概ね達成		2.0
可	C	60点～69点	最低限達成		1.0
不可	D	59点以下	達成していない	不合格	0

学生自身が自らの学習成果をどのように認識しているかを確認するために、学生による授業評価アンケートを実施している。授業内容の理解度・準備状況・授業に向かう姿勢を問うことで自分自身を省みることと、授業担当教員へのフィードバックがなされている。

令和元年度よりジェネリックスキルテストを導入した。社会人基礎力として必要な資質を入学時に測定することにより、多様な学生への指導をいかにするべきかを判断し教育内容等を精査することと、最終学年での測定において、大学生活を通しての成長をデータとして扱うことができる。今後卒業認定・学位記授与にあたって、単位修得と人間的な成長を加味した判断ができるようにしたい。

本学においては卒業後、卒業生と卒業生が就職した施設等に対して、アンケート調査を実施している。これは、本学における教養教育や専門教育の教育効果を図ることにより、今後の教育課程編成や教育の改善に役立てることを目的としている。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

本学では、在学生の施設実習先に卒業生が就職しているケースにおいて、実習担当教員が巡回指導を行う際に、その実習状況等を把握することによって在学中における教育の効果の確認に努めてきた。これに併せて、日々変化する地域社会の情勢及びニーズに即応し、真に地域社会から求められる人材を輩出するためのキャリアサポートについてさらに強固な体制を築くことを目指し、卒業生の状況を把握し、より有為な学生を社会に送り出すことを目的として「卒業生就職先アンケート調査」を実施している。卒業生が勤務する就職先である福祉施設・一般企業等にアンケートへの回答を依頼した。平成30年度及び令和元年度「卒業生就職先アンケート調査」の結果は下表の通りであり、介護福祉学科・救急救命学科ともに30年度の回収率が令和元年度より高い結果であった。

	学科名	送付件数	返信件数	回収率	前年度比
介護福祉 学科	令和元年度	17件	10件	58.8%	△23.0%
	平成30年度	22件	18件	81.8%	
救急救命 学科	令和元年度	31件	25件	80.6%	△10.7%
	平成30年度	23件	21件	91.3%	

質問項目は、卒業生の就労状況と就職先の求人状況に係る量・質の両面を把握できるようにプライバシーの保護にも留意し実施している。

アンケート調査項目は、本学卒業生の特徴について、採用に際しての重視項目等と本学に対する意見・要望について記入する様式となっている。

結果として、次に挙げる3点について総体的に高い評価が得られた。

- 特徴-1 意欲・熱意があり、性格・人柄がよい…介護福祉学科・救急救命学科
- 2 礼儀正しく基本的な生活習慣が身についている…同上
- 3 職場での活動に意欲的で責任感が強い…救急救命学科

一方、次に挙げる点についてはやや低い評価であった。

- 特徴-1 職場での活動において、創意工夫を心がけ積極的である
…介護福祉学科・救急救命学科

自由記述では、介護福祉学科卒業生について「とても優しく意欲を感じる」「向上心の高い学生を紹介してほしい」「コミュニケーション能力を向上させる指導をお願いしたい」等の意見や要望があった。救急救命学科卒業生では「体力・知力それぞれに基準があり到達しない場合は不合格になる」「今後も適正の高い人材育成に努力していただければと思う」また「国家試験に合格するような教育を期待する」等の意見や要望

があった。さらに面接官の主観によるとして無回答（Q4. 貴社は、採用に際して以下の項目をどの程度重視されますか）があった。介護福祉学科（90%）・救急救命学科（82%）ともに本学卒業生を採用してよかったと高評価している。

今回、就職先のアンケートを中心に見てきたが、卒業した学生のアンケートについても十分に点検を行い、今後のキャリアサポート体制の構築にあたる必要がある。両者のアンケート調査の結果を丁寧かつ慎重に分析した上で、今後の就職活動の参考となるようにそのあり方を模索していく。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育課程において教養教育と専門教育との関連を明確にする必要があることから、カリキュラムマップを作成し学生に提示することができた。カリキュラムマップが完成したことにより、カリキュラム編成の弱点等が見えてきたことにより、カリキュラムの再構築が課題となった。

建学の精神である「ホスピタリティー精神」が、学生たちにどのように身につけているかを客観的に測定評価する方法を模索していくことも大きな課題といえる。

職業教育の効果測定および評価については、これまでも各学科で工夫しながら実施してきているが、カリキュラムマップが整備され、職業への接続については充分留意がなされていないことが判明してきた。また、「卒業生アンケート」調査による職業教育の達成度を測定する方法もよりよい方法を模索することも課題といえる。

学修成果の質的データを用いて測定する仕組みに関して、学生の業績の集積（ポートフォリオ）やルーブリック評価などを活用することは今後の大きな課題となっている。

高大接続の観点から、高等学校関係者の意見を聴くことは大切なことである。本学の3つの方針や様々な部分を定期的に点検するため、高校代表者に「自己点検・評価報告書」を提示し大学の現状とこれからの方針を理解してもらう合同会議の開催を計画していた。今年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から見送りとしたが、次年度は是非開催したい。

地域社会が期待する「介護福祉士」「救急救命士」像をより明らかにするとともに、本学の「教育目的」「教育目標」に沿った大学生活ができるように教育環境を整備することも課題となる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

① 学生募集について

令和2年度学生募集より指定校推薦制度を導入した。介護福祉学科においては、募集人員10名、指定校数15校、救急救命学科においては、募集人員5名、指定校数10校ではじめた。また、推薦入学により合格した生徒を対象に介護福祉学科では以前より「入学前教育」を実施、救急救命学科では「早期合格者セミナー」を平成30年度から実施している。今年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、介護福祉学科で行っている「入学前教育（夢ノート）」は、個別学校訪問と本学で

の模擬授業を自粛。救急救命学科の「早期合格者セミナー」も本学への招集を自粛、各学校を訪問し、感染予防を行った上で個別指導に切り替えた。

② 各種資格取得について

本学では、学位授与する教育課程とは別に、各学科において下記一覧表に示すように、取得できる資格があり取得を推奨している。

- ・本学で取得できる資格一覧表

学 科	各 種 資 格
介護福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> ・介護食士 3 級 ・普通救命講習 I
救急救命学科	<ul style="list-style-type: none"> ・普通救命講習 I ・ 上級救命講習 ・応急手当普及員 ・JPTEC™プロバイダー (外傷病院前救護ガイドライン JPTEC™) ・BHELP (標準コース) (地域保健・福祉における災害対応標準化トレーニングコース) ・スイフトウォーターレスキュー・ファーストレスポonder・クラス

《介護福祉学科》

- ・介護食士 3 級

介護食士3 級は、公益社団法人全国調理職業訓練協会が認定している資格である。本学では介護福祉学科の学生のうち希望者が2 年次に講座を受講し、資格を取得できる機会を設けている。講座を希望する学生は多く、教育課程の学習と相まって、介護を必要とする方より良い食生活を実現するために必要な高度な知識と技術を身につける機会となっている。

- ・普通救命講習 I

普通救命講習 I は、本学の有資格教員と弘前消防本部の指導員の指導を受けることで修了証が取得できる。これにより介護等の現場で起こりうる事態に冷静に対処できる人材として卒業することとなる。このような救急救命に関わる講習の開催や資格取得を推進している介護福祉士養成施設は、全国でも数少ないと認識している。

《救急救命学科》

- ・普通救命講習 I ・ 上級救命講習

普通救命講習 I は、一般市民向けの講習であり、質の高い病院前救護活動を実践する基礎となるが、救急救命学科においては1年次後期に修了証を取得させ、さらに上級の資格取得意欲を促進している。

- ・応急手当普及員

応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するための資格である。「普通救命講習Ⅰ」と同じく、本学の有資格教員と弘前消防本部の指導員のもと、24時間（3日間）の講習を受講し、基礎医学や指導技法などの座学、指導要領や模擬講習などの実技過程を修了し、かつ筆記と指導実技の効果測定で合格した者から消防長により認定され修了証を取得する。

・JPTEC™プロバイダー（日本外傷病院前救護ガイドライン）

JPTEC™（日本外傷病院前救護ガイドライン）プロバイダーは、一般社団法人JPTEC協議会が定める、外傷を受けた傷病者に対する標準化された評価と処置、及び搬送に関する対応ができることを目標としている。本学では、救急救命学科の授業科目である「救急救命シミュレーションⅢ」及び「外傷学」がJPTEC™に準拠しているため、一般社団法人JPTEC協議会定款施行規則 第5条（8）「JPTEC™プロバイダーコースの受講資格」に則り、3年次前期に資格取得を促進している。

・BHELP（地域保健・福祉における災害対応標準化トレーニングコース）

BHELP（Basic Health Emergency Life Support for Public）とは、「発災直後から避難所での活動を効果的・効率的に実践するために、災害対応における知識、共通の言語と原則を理解し、被災者の生命と健康の維持、災害発生直後からの被災地内での災害対応能力向上に資すること」を目的とした日本災害医学会の教育コースである。

日本災害医学会が主催し、本学で行われる「青森 BHELP 標準コース」を任意で受講することにより資格を取得する。

・スイフトウォーターレスキュー・ファーストレスポonder・クラス

スイフトウォーターレスキュー・ファーストレスポonder・クラスは、河川での事故に対し、個人あるいはチームが対処する場合にどのような考え方が必要になり、どのような行動をとるべきか意識できる人間を育成することを目的としているクラスで、RESCUE 3 JAPAN 社（民間）の開催する講習会を任意で受講することにより、RESCUE 3 国際認定証を取得する。

③ 学内行事・学外活動・地域活動等について

《介護福祉学科》

学内行事をはじめ、学外活動・地域活動等については毎年多くの福祉施設・NPO 法人から運動会や夏祭り・秋祭りなど各種行事の運営サポートやそれに伴う利用者の生活支援のボランティア活動に参加しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から、外部で行う 2 事業は中止とした。

(A) 介護事例研究発表会

- ・日時 令和 3 年 2 月 19 日（金） 10：00～14：00
- ・目的 後期実習での受け持ち利用者への介護過程の展開を発表する。
- ・実施状況 介護福祉学科 2 年生 20 名（本学大講義室）
- ・評価 実習施設指導者を招き、後期実習での介護過程の個別援助計画立案・実施・評価を介護福祉学科 1 年、2 年の前で発表する。介護実習の集大成でもあるので、

学生は緊張しながらも堂々と発表していた。

(B) 愛の広場・・・中止

- ・実施時期 7月上旬(例年)
- ・目的 心身障がい児者、子供から高齢者のイベントを通じて交流と親睦を深める。

(C) キッズハローワーク・・・中止

- ・実施時期 10月中旬(例年)
- ・目的 子供たち(小学生)の「おしごと体験広場」を実施し、様々な仕事をブースで体験できる。

《救急救命学科》

平成26年4月の救急救命学科の開設以来、具体的な学生支援のあり方を模索してきた。従来 of 学園行事、学科行事を見据えながら、次のようなイベントや学外活動・地域活動などを行ってきたが、今年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止とした行事も多い、また、実施した行事に関しては感染症予防対策を十分にとり行った。

(A) 1年生学科行事 10km 行進訓練

- ・日時 令和2年10月1日(木) 13:30-16:30
- ・目的 集団で隊列を乱すことなく行進することで、体力の向上と協働・協調性の精神を育む。
- ・実施状況 救急救命学科1年38名
- ・評価 今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催時期及び場所を考慮しての実施とした。感染拡大防止と地域住民への配慮から、弘前市運動公園及び本学第2運動場を会場とした。本訓練の完遂に向けて、シミュレーション演習時に体力錬成に取り組むことで、迅速な部隊行動の展開を目指した。持久力や協調性の重要性を学びながら、全員が無事にその活動を終えることできた。

(B) 青森県防災航空隊

- ・日時 令和2年10月2日(金) 10:00-11:30
- ・目的 青森県防災航空隊を見学させることにより、防災航空隊の活動現状や勤務形態、救助資器材の使用方法などを理解し、公務員や公安職として勤務する者の規律、行動の基本を習得させる。
- ・実施状況 救急救命学科1年38名
- ・評価 本見学により、学生は青森県防災航空隊が担う火災防衛や救助・救急活動について理解することができた。実際に使用される救助資器材の使用方法や特徴を学んだ後に行われた、救助活動訓練には学生が負傷者役として参加し、身をもって防災航空隊の活動内容を学ぶことができた。また、学生は防災ヘリコプター「しらかみ」に同乗見学することもでき、貴重な経験になったと考える。

(C) 青森県消防学校初任科教育見学

- ・日時 令和2年10月2日(金) 13:00-17:00
- ・目的 消防学校初任科教育の実際を見学させることにより、防災対策の現状と消

防職・公務員を志す者としての自覚とその職責を理解し、公務員や公安職として勤務する者の規律、行動の基本を習得させる。

- ・実施状況 救急救命学科 1年 38名
- ・評価 本見学により、学生は消防吏員の訓練への姿勢や行動の迅速性などを実際に自分の目で見て、理解することができた。将来自身があるべき姿を再確認しただけではなく、本学科卒業生が新人消防職員として教育を受けている姿を間近で見る効果は絶大であり、目標を再確認させる極めて貴重な経験になったものとする。また、本学科卒業生から激励をいただく機会もあり、学生はモチベーションを大いに高めることができ、本学科の重要な行事と位置づけされるものである。

(D) 2年生学科行事 雪中活動訓練

- ・日時 令和3年2月24日(水) 8:00-17:00
- ・目的 積雪又は雪崩現場における要救助者の捜索方法や搬送方法を学ぶとともに、冬季活動時における身体的・精神的な負荷を理解し、安全に配した活動を展開することができる。
- ・実施状況 救急救命学科 2年 42名
- ・評価 今年度から鱒ヶ沢町青森スプリングスキーリゾートを会場に実施した。スキー場での開催で、スキーパトロール隊員からのデモンストレーションをはじめ、傾斜面における雪上応急処置・外傷固定処置・雪崩時の捜索及び発掘方法など実践しながらの実習ができた。現場で働くスキーパトロール隊員からの直接指導とアドバイスは学生に良い刺激となった。

(E) 1年生学科行事 水難救助訓練・・・・・・・・中止

- ・日時 例年2月中
- ・目的 水上及び水中環境における基本救助技術を理解するとともに、安全に留意した救助活動が展開できるように基本的な知識技術を習得すること。

(F) 1年生学科行事 夜間活動訓練・・・・・・・・中止

- ・日時 例年2月中
- ・目的 夜間・寒冷地環境における消防救助活動を理解するとともに安全に留意した活動が展開できるようチームワークを発揮し基本的知識技術を習得すること。

(G) 青森県ドクターヘリとの合同訓練・・・・・・・・中止

- ・実施時期 例年8月期オープンキャンパスと併催
- ・目的 本訓練の目的は、学生が実際のドクターヘリ、医療機関及び消防機関との合同訓練活動を実施・見学することで、救急医療に関する多職種の協働・連携を理解すること。また、救急救命士になるために必要な知識・技術を実際の訓練を通して習得させる。併せて、地域貢献活動の一環として地域住民に訓練を公開し、青森県の救急医療体制をアピールすることで安心安全の街づくりの一助となることである。

- (H) 第 6 回弘前医療福祉大学短期大学部外傷セミナー(JPTEC コース)開催・中止
- ・実施時期 例年 1 月下旬
 - ・目的 JPTEC(Japan Prehospital Trauma Evaluation and Care)プロバイダーコース資格を取得すること。JPTEC とは、限りある時間の中で重症外傷傷病者に対して早期に救命のための処置治療を的確かつ迅速に行うことを目的とした病院前外傷教育プログラムのこと。
- (I) 第 4 回北日本学生救急救命技術選手権大会・・・・・・・・中止
- ・実施時期 例年 11 月中
 - ・目的 北日本地域で救急救命士を志す学生達が一同に介し、競技を通じてそれぞれの知識技術を高めあい交流を深めることを目的とする。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(1) 教員は、学科の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

本学では、シラバスに示した成績評価基準により、各期末に実施される筆記試験やレポートなどの結果を総合し、学習成果の獲得状況を評価している。基準Ⅱ-A-2で述べたように、成績の評価は秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）、不可（60点未満）をもって表し、可以上を合格としている。教員は、教務委員会から示される成績一覧表、あるいは学生のさまざまな報告会や発表会などによって、学習成果の獲得状況を適切に把握している。不合格科目のあった学生には、担当教員の補講等の後に再試験を実施し、ほとんどの学生が合格点に達しており、学習成果の獲得が確実になされている。

前期開講の半期科目については前期末に、後期開講の半期科目と前期からの通年開講科目については後期末に、自己点検委員会が授業評価アンケートを実施しており、教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。このアンケート調査は、専任教員・非常勤講師の区別なく全授業科目について実施している。

教員は担当するすべての授業について、学生による授業評価の結果を真摯に受け止め、自らの授業改善のために活用している。特に、自由記述欄に記載された内容はより具体的であるため、授業改善に向け有効に活用されている。

専任教員は、授業担当者間で具体的な意見交換を行っている。専任教員と非常勤講師間では、授業時間や学内業務などから不定期ではあるが、複数回の打ち合わせをするなど協力・調整を図っている。専任教員は、教育目的・目標を把握・評価し非常勤講師との連携も積極的に行っている。

本学での授業改善のための運営は FD 委員会が担っており、授業教育方法改善のため FD 研修会を実施している。令和 2 年度の FD 研修会では、かねてより要望のあった評価の領域を取り上げ、専任教員により「教育評価の基本的考え方と基礎的事項」というテーマの講演を行った。アンケートの評価も概ね好評であった。

教員は、担任・副担任、助言教員として、教務部教務課、学生部学生課、教務委員会、学生委員会と連携し、学生に対して履修及び卒業に至る指導や支援ができている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

本学では学習成果の獲得に向けて、学生に直接的に関わり支援を行う部署として教務部・学生部を設けている。

毎年、前期・後期の 2 回にわたって実施される授業評価アンケートの結果は、自己点検・評価報告書とともに全教員と教務部・学生部職員がいつでも閲覧すること

ができる体制を整えている。教務部・学生部職員は教授会をはじめ、教務委員会、学生委員会その他多くの委員会に出席しているため、本学の教育活動についても把握できる環境にある。

教務部は期末試験の成績表を保護者に送付し学習成果を認識するとともに教育目的・目標の達成状況を把握する。上述の教授会や各委員会への出席をはじめ、各教員の授業で課されるレポートの取りまとめ、学習効果を向上させるための教育機材の準備、パソコン利用の調整など、正課及び課外活動へ積極的に支援を行っており、本学の学習成果に大いに貢献している。また学生の履修に関しても入学時に実施するオリエンテーション及びガイダンスで学生便覧、講義概要（シラバス）に加え、「弘前医療福祉大学短期大学部スタートアップガイド」を用いて丁寧にわかりやすく説明している。また、教務部は学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

学生部は、奨学金・生活相談・学生生活居住の問題・通学時の交通事故・落し物・忘れ物・課外活動・行事・学生寮等、学生生活支援に関わる全ての事柄について取り扱っている。学生が中心になって行われる行事に「体育大会」「学園祭」がある。それぞれ実行委員会が作られ、各クラスからの代表者によって運営されているが、学生部はその指導にあっている。

平成 26 年度からは、SD に関する規程を制定したことに伴い、事務職員は「本学及び併設大学の各学科・専攻における現状と課題」と題した講義を受講し、より充実した学生支援を目指している。

- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

図書館では、司書と補助職員の 2 名で、さまざまな広報活動を通じて図書館の利便性を向上させるために職務を遂行している。現在、図書館には専門科目に関連する参考図書は年次ごとに拡充されており、検索システムもパソコンを利用して学生が必要な情報を瞬時に得られるようにしている。さらに、国立情報学研究所目録所在情報サービス NACSIS 接続システム (BT - CATP) の利用による文献所在地の検索も可能である。図書館の年間開館総日数は平日 222 日、土曜日 25 日、合計 247 日としている。平日の開館時間は授業期 8:45-19:00、休業期 9:00-17:00、土曜日は 9:00-13:00 としているが、試験期間等には開館時間の延長を考慮する必要がある。その他、学生の文献複写の利便性を考えコピー機を設置、視聴覚資料の活用のための機器やグループ学習室も整備し、利便性の向上に努めている。

パソコン、学内 LAN が整備されており、パソコンが設置されている教室としては PC 教室があり、教員用パソコンを 1 台、学生用パソコンを 42 台、学生用モニターを 21 台、レーザープリンターを 4 台設置している。PC 教室は、主に「情報処理」の授業に使用されており、学生の能力を踏まえて現代社会が求めるニーズに対応できるような授業を展開している。授業に使用されていない時間は、学生が自己学習等できるよう、要望に応じて開放するなど便宜を図り、コンピュータの利用促進に努めている。「情報処理」以外の授業においても、PC 教室はインターネットを活用した授業に利用されている。

PC 教室の他に学生用パソコンは、共用棟 3F 第 2 コミュニケーション室に 5 台、図書館に 8 台、教務部と学生部に 2 台（奨学金及び学習課題検索用）設置されている。図書館に設置されているパソコンは図書館の開館時間に応じて利用できる。学生はレポート作成や、必要な情報をインターネットで検索するなどパソコンの利用頻度は非常に高い。

また、多くの教員が各教室に授業用に準備している PC 機器を持ち込んでプレゼンテーションソフトを活用した授業を実施している。その他学生指導・生活指導・学務関係・事務連絡等、日々コンピュータを活用して業務を行っている。

教職員は 1 人 1 台以上のパソコンを保有し、日々の授業や研究活動、業務の効率的な遂行に活用している。さらに学内外での連絡事項のやりとりや学生とのコミュニケーションツールとしても重要な役割をもっている。

教職員のコンピュータの利用が活発になるに従い、教職員間での情報リテラシーに差が生じているため、今後は教職員全体としての啓蒙活動や個人レベルでの知識・技術の向上が期待される。

救急救命学科においては、救命・救助実習棟に救急救命実習室 1 室を備えたほか、2 階建て模擬半壊家屋を設置した。この 2 階建て模擬半壊家屋を用いて、都市型災害捜索救助(USAR: Urban Search And Rescue)の訓練が実施できる。具体的には、「瓦礫の下救助(CSR: Confined Space Rescue)」並びに「瓦礫の下医療(CSM: Confined Space Medicine)」の基礎技術を教授することを目的としており、本訓練施設は通年利用できる屋内型訓練施設として全国でも希少である。さらに、救急車カットモデル 1 台に加え、走行可能な救急用自動車 2 台を保有している。また、救護用ヘリコプターの実機を敷地内に設置し、救急車とドクターヘリの連携活動を訓練できるようにした。救護用ヘリコプターの実機を保有する民間救急救命士養成施設は本学のみである。このような学習環境の整備により、学生は実際の救急救命の現場に近い環境で学習している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

《介護福祉学科》

本学科では、早期に確定した入学予定者（AO 入学試験・推薦入学試験）に対し、入学前教育として課題への取り組み及び学校行事等への参加を呼びかけている。本学科では、平成 27 年度から内容を一新し、入学までの期間に「夢ノート」を活用している。これは、本学への入学までの学習の空白期間を補い計画的に学習可能な問題を課し、大学入学への意欲の継続と向上を図るために導入している。これらの課題は、定期的に来学することで大学の雰囲気にも馴染んでもらい、大学での学習内容（例えば模擬授業への参加など）に触れてもらう機会となっている。この入学前教育を通して、学習姿勢の維持増進と教員とのコミュニケーション、入学前からの学生間交流にも効果的に作用している。

学生の科目履修に関しては、入学時のガイダンスにおいて教務部教務課が中心となり、当該年度に開講する全科目の「介護福祉学科講義概要（シラバス）」を配布し科目履修の適正化を促している。この「講義概要（シラバス）」により大学が定める必修科目は全てが必須であること、選択科目を決める場合はその履修の必要性と選択方法を説明するとともに適宜それぞれの授業内容や評価方法等を確認することにより、積極的に授業に臨むことができるよう配慮している。ガイダンスは入学時の他、1 年次 9 月、2 年次 4 月・9 月の計 4 回にわたり実施されており、学習方法や科目履修に関する説明を行い、質疑応答の場を設け、学生が適切に科目履修できるようにしている。

学生個別の履修上の相談については、教務部やクラス担任教員、助言教員があたるようにしている。本学科では、開学時より学年ごとにクラス担任・副担任をおき、出席状況の確認や事務連絡等を受け持っており、「助言教員制度」とあわせて学生の生活を支援する体制を整えている。クラス担任と副担任はクラス全体を、助言教員は、専任教員がそれぞれ 4 名程度の学生を 2 年間にわたって受け持ち、学生の状況について共有しながら、学習に関する相談をはじめ学生生活を送る上での悩みや疑問、健康問題、就職活動などの相談に対していつでも応じる体制をとっている。各教員は、研究室前にオフィスアワーの案内を表示し学生対応を行っている。学生全員にオフィスアワーの活用について説明をしているため、科目担当教員や課外活動での担当教員であったりと各々の要件に合わせて対応できている。

1 年次生に対しては、入学時に「介護福祉学科講義概要（シラバス）」の他、「学生便覧」や「弘前医療福祉大学短期大学部スタートアップガイド」を配布し、ガイダンスの

中で、履修案内や学則等について説明している。

本学科では、平成 28 年度入学生から国家試験受験となることを機に、1 年次後期末から 2 年次に渡って模擬試験を 5 回実施している。この試験において、学力不振な学生については教員の個別指導を行っている。また、これまで実施してきた卒業時共通試験は「学力評価試験」と名称が変更され、その結果を国家試験受験対応時の参考としている。

《救急救命学科》

本学科の入学手続き者に対して、本学ウェブサイトおよび学科フェイスブックを紹介し、学生生活についての情報提供を適宜行っている。学習面に関しては、推薦入学試験並びに一般入学試験 I 期に合格した入学予定者に対し、入学前教育を 12 月から 3 月末まで実施している。各年度の入学生の学習状況や動向を把握したうえで、本学科の教育目標を補完し得る課題を検討し実施している。入学までの学習空白期間を補う課題のあり方等を含め、専任教員が指導し得る課題・本学科への動機を補強する課題であるべきだとの考えを持って課題を課している。卒業はできたが、国家試験不合格の事態を避けるためには日常の継続的学習習慣の確立と基礎学力の構築が必要とされる。そのために、出題する課題は自己学習成果が確認できるものを提供しており、学生の学習成果を見極め毎年度の方向付けを図っている。

また、本学科では入学式後に説明会を実施し、保護者に対しても学科の教育目的・目標、学習、学生生活、進路の展望、学生支援体制等の概要を説明している。入学者に対してのオリエンテーションは、入学式後から実施し、入学時に「救急救命学科講義概要（シラバス）」「学生便覧」「弘前医療福祉大学短期大学部スタートアップガイド」を配付し、各種資格取得に向けた適切な科目選択のためのガイダンス等を行っている。学生の科目履修に関しては、教務部教務課が中心となり、定期的にガイダンスを実施している。入学時のガイダンスにおいては、当該年度に開講する全科目の「救急救命学科講義概要（シラバス）」を配布し科目履修の適正化を促している。この「講義概要（シラバス）」により選択科目を決めるとともに、適宜それぞれの授業内容や評価方法等を確認することにより、余裕を持って積極的に授業に臨むことができるよう配慮されており、学習の動機付けに寄与している。ガイダンスは入学時の他、1 年次 9 月、2 年次 4 月、2 年次 9 月、3 年次 4 月、3 年次 9 月の計 6 回にわたり設定している。学習方法や科目履修に関する説明をし、質疑応答を受け学生が長期の視点に立った科目履修ができるようにしている。学習成果の獲得に向けて、学生便覧を発行し、学習上の疑問・質問に担当教員が個別に対応するオフィスアワーがある旨を学生に広く告知している。また、学内から閲覧可能な救急救命学科独自の学習支援のためのウェブサイトを立ち上げ、救急活動の学習上必要な資料や実践動画を閲覧可能としている。

基礎学力が不足する学生に対しては、講義時間以外の補講、休み時間などでの質問受け、自習用課題の配布などを実施し、学生の学力向上のための具体的対策を行っている。特に学力が不足している学生に対しては、担当科目の教員に依頼し、研究室での 1 対 1 の個別指導を行うこともある。学習上の困難を抱える学生に対しては、クラス担任制と助言教員制度の二重のサポートで学習上の悩み及び初歩的なつまづきに教員

一丸となって対処している。必要に応じて、学科会議において学生情報の交換をし、各教員が足並みをそろえた学生指導を行えるよう努めている。また、学習進度が速い学生や特に優秀な学生に対しては、補講の免除、より難易度の高い問題集や教科書の紹介、講義時間外での特別な個別指導、該当分野の専門教員への質問の仲介など、より深い学びに応える体制を整えている。

学習支援方策の一環としての各教員の「オフィスアワー」は、助言教員の学生はもろんのこと学生全員を対象に開いており、有効に活用されている。また、学年ごとにクラス担任教員をおき、出席状況の確認や事務連絡等を受け持っており、助言教員制度とあわせて学生の学習を支援するうえで相乗効果がある。クラス担任や助言教員から寄せられた学生の質的・量的学習状況のデータを毎月の学科会議、各期末の成績判定会議において共有し、個別の学生に対しての学習支援方策を常に点検し見直している。学生個別の履修上の相談については教務部やクラス担任教員、助言教員があたるようにしている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生生活支援のための組織として学生委員会と学生部を組織している。学生委員会

と学生部は、専任教員及び学生部職員から構成されており、学生の多様な問題に対して関連部署が一体となり支援している。この学生委員会と学生部では奨学金、生活相談、学生生活居住の問題、通学に関連する事項、課外活動、行事やキャンパス・アメニティ、学生寮等、学生生活支援に関わる全ての事柄について取り扱っている。さらに、各学科学年の担当教員とも連携し細部にわたって学生指導を行っている。

学生が主体的に参画する活動としてクラブ活動がある。課外活動は本学の特徴から、併設されている大学と一緒に活動になっている。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し本学学園行事である「体育大会」「学園祭」について、検討を重ねたうえ中止となった。

また、学生食堂は多くの学生・教職員、外部からの利用客が利用しており年々増加傾向にあるが学生食堂においても、感染症のリスクを考慮し休業および三密防止対策（密閉空間・密集場所・密接場面）の徹底、隣席間の距離及び向い席との間にアクリル板の仕切り、マスク着用・手洗いの充実等を行い、さらに時間差による食事時間を設定し感染防止に努め継続中である。

本学は、入学者のために学生寮を備えている。入寮希望及び1人暮らし希望の住居等、いずれの場合にも丁寧な情報提供に努めている。通学に関しては、JRはじめ各種公共交通機関についての料金・時刻表を早期に提示している。

学生支援の柱となる経済的な修学支援は、学外奨学金と本学独自の奨学金制度を設けている。学外奨学金制度には日本学生支援機構奨学金制度、介護福祉士等修学資金貸付制度、一般社団法人生命保険協会「介護福祉士養成奨学金制度」、各市町村が行っている奨学金制度がある。介護福祉学科には給付型奨学金制度もある。成績優秀な学生には、「在学生特別奨学金制度 2011」により、介護福祉学科では1年次後期、2年次前・後期に、救急救命学科では1年次後期、2年次前・後期、3年次前・後期の各学期の授業料の2分の1を給付している。この給付は、学業成績と品行を評価基準としている。また、日本学生支援機構からは新型コロナウイルス感染症対策助成事業として経済支援策（返還不要）や弘前市食で応援！学生支援事業（県産米及び地元特産品詰め合わせ）などの提供があった。

学生の健康面については、毎年入学時に一般的な健康診断と胸部 X-線撮影を実施している。今（2020）年度の健康診断は新型コロナウイルス感染症流行に伴い、三密環境を避ける対策として学科学年を時間毎に分け、十分な時間差をもって健診を実施した。健診の結果、経過観察や受診が必要な学生には定期的に健康状態の確認ときめ細かな対応は例年通り行っている。この健診において、新型コロナウイルス感染症についての説明と毎日の体温測定、発熱や何らかの症状が出た場合は、保健管理室に連絡を行い指示に従って行動することを注意喚起し記録は継続中である。また、心身の個人的な相談について学生相談室を設置している。教職員の心身の健康管理と大学全体の生活環境については衛生委員会が機能している。

毎年、学生生活満足度調査を実施している。アンケートへの回答結果から得られた学生の希望等について、できる範囲内で学生生活に反映するように努力している。前年度に防犯カメラを設置したことで学生の安全対策がより充実してきている。

2018年度から留学生受け入れの検討を始め、令和元年から具体的な課題についての

情報収集や検討などを開始しており 3 年目となったが、新型コロナウイルス感染症がパンデミック状態であり海外からの履修生受入れについては今後の課題の1つである。

社会人入学生については、モチベーションが高いことから学業に積極的に取り組み成績も安定している。社会人入学生に対しても、先に述べた助言教員及びクラス担任制度のもと一般の学生と区別することなく複数の教員が相談役となり、学習支援や就職活動支援等を行っている。

障害者への支援体制について短大棟の場合、1 階から 2 階への移動は、階段に設置されている昇降機を使用し、スロープ、手すりを設置している。大学棟ではエレベーターを利用し、大学構内にある段差についてはスロープ等を準備しており安全性に配慮している。しかし、短大棟から大学棟（大学棟から短大棟）への移動においての不便さは解消できていない。2019 年度に、学生の要望によりトイレに消音器を設置し女子学生には好評である。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）には力を入れており、介護福祉学科では地域及び実習先である施設等からのボランティア依頼に学生が参加している。しかし、近年はボランティアに参加する学生が減少傾向にあり、今年度は新型コロナウイルス感染症により依頼は激減している。救急救命学科においては、救急に関する講座・救急蘇生体験等の依頼も多く、学生自らが救急救命研究会として活動し青森県・市町村・地域団体からの要望に積極的に参加し貢献している。これら学生の活動に対して卒業時にはボランティア賞として学生の功績を称えている。教員の指導による効果は大きく、教員の負担は増加傾向にあるが、ボランティア活動を通しての学びは、学生にとって貴重なものといえる。以上のように、学生生活全般に渡って教職員一丸となって対応しており、快適な学生生活を送ることができるよう支援している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学においては、学生のキャリア教育及び就職関連の総合的な支援や学生の社会的自立を促すことを目的に進路委員会を設置している。進路委員長と副委員長には救急救命学科専任教員と介護福祉学科専任教員からそれぞれ 1 名を選出し組織している。委員会の庶務は、学生部就職支援室が行っている。また、本学の特徴である助言教員制度を活用して進路支援を行っている。

進路委員会では、年間の進路指導計画を立案し、学生を全面的にサポートし、様々な

取り組みを行っている。平成 23 年度からは就職支援室を設置し、学生課職員が中心となって管理を行い、求人票やパンフレット等を自由に見ることができるスペースを確保し、落ち着いた空間で、施設、事業所、企業等からの求人内容を閲覧できるようにしている。企業等の検索ができるパソコンや、必要な情報をすぐに印刷できるようにコピー機を設置し、将来を見据えた学生が自分の進路を考える場として活用している。就職支援室の開館時間は、平日は午前 9 時～午後 5 時（祝日を除く）と土曜日は午前 9 時～午後 12 時（職員休業日を除く）としている。

学生の就職希望先や内定の有無については、学生部就職支援室で把握し、就職状況一覧表を作成している。平成 26 年度から、卒業生の状況を把握し、より有為な学生を社会に送り出すことを目的として、卒業生本人並びに就職先事業所の両方からアンケート調査「卒業生就職先アンケート」を実施している。その結果を進路委員会で分析し、卒業時の就職状況とともに教授会に提示し、教職員全員が学生一人一人の就職状況を分析・検討し、多様な意見交換や情報交換を行っている。

本学では、海外留学はないが、看護師・社会福祉士国家資格取得のため大学などへの進学がある。

介護福祉学科の卒業生の進路は、地元志向が強く地域に根差して活躍中の者が多い。平成 29 年度からは、2 年課程介護福祉士養成校においても介護福祉士国家試験が実施されるようになり、過密なカリキュラムのなか国家試験対策として、学内模擬試験、業者模擬試験をはじめ課外学習等を強化している。

救急救命学科では、学生の希望進路先のほとんどが各地の消防本部（局）であるため、公務員採用試験対策として、公務員試験対策委員会を組織し、週に 1 コマ公務員予備校の講師を招き「公務員試験対策講座」を行っている。これは、青森県内外の各消防本部（局）の採用試験（筆記試験）の内容に基づき、講義形式で行われている。さらに随時小テストを行い学生自身に実力を確認させている。また、消防の採用試験には「体力試験」もあるため、自主トレーニングを促進するとともに、体育館はもとより屋外運動場が利用できる環境を整えている。また「救命・救助実習棟」には、バーベル、クライミングウォールなどの体育教材を設置し、体力練成に取り組みやすいように教材を配備した。

救急救命士国家試験対策としては、救急救命士国家試験出題基準に準拠した教科書を用いて授業を展開するとともに、定期的に国家試験模擬テストを行い、学生自身に実力を確認させている。このため、国家試験対策委員会を組織し、救急救命士国家資格を持つ教員を配置している。次年度からはさらに強化を図るため、救急救命士国家資格を持つ教員を増員する予定である。また、進路委員である教員 2 名を配置し、進路支援体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

事務職員は、各学科の教員と連携して授業等の出席状況や卒業単位の取得状況、各種資格取得状況の取りまとめ等の学習成果獲得に向けて教員を支援し、また、場合によっては学生に直接指導することにより責任を果たしている。学生はその指導等を真

撃に受け止め学習成果の獲得に努めている。しかし、学業不振、進路不適格と思われる学生もごく少数ではあるが存在し、進路変更を余儀なくされる事例も見受けられる。教員と一体となり、日々の出席状況以外に学生の動向等の把握を含め情報を共有し、学生の自己実現の目的に向けた取り組みをさらに推進していく必要がある。

介護福祉学科では、介護福祉士国家試験受験資格取得にむけて、受験対象学年にある学生にとって学習の振り返りの重要性が認識され始めている。その意識を高めつつ継続させることが国家試験合格へと結びつく。学生自らが模擬試験を希望することも増加してきている。継続的に学習することの必要性や国家資格を有することで介護の質向上につながることで、介護福祉士が社会で必要不可欠な存在であり、その果たす役割に責任と自信を持つことができるように支援することが目標である。一方、合理的配慮を必要とする学生が存在することで、より丁寧で理解しやすい支援が求められている現状に対処できる取り組みも必要である。その指導に関して教職員は、共通理解を持ち一丸となって臨むことが必要である。

救急救命学科では、学生個々の学力及び体力の差は大きいですが、全員が希望する事業所の採用試験に合格できるよう、現在の公務員採用試験対策を継続する。また、「救急救命士の資格をもった消防職員になりたい」というモチベーションを維持できるよう、助言教員制度を活用して個別指導を丁寧に実施する。本学科は第四期生まで卒業しており、年々就職率及び救急救命士国家試験合格率ともに上昇している。しかし、就職できない学生、国家試験に合格できない学生が少なからず存在するため、各学年の学力状況をしっかり把握しながら、学生全員を採用試験と救急救命士国家試験に合格させるための新たな方策が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

学生委員会では、学生生活満足度調査実施後、集計・検証・全教職員及び学生が閲覧できるように図書館内に閲覧コーナーを設けている。また、この調査以外にも学生の訴えに耳を傾け毎年検討し学生からの要望に可能な範囲内で対応している。学生の健康管理については、日頃から保健管理室と連携のもと指導にあたっているが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の情報の共有や健康管理対策をより以上に重視し日常生活上の安全対策に心がけ、短大教員及び学生部職員は一丸となって臨んでいる。さらに、コロナ禍の状況において学習環境の衛生面に関して、学生自身が環境に対する考え方や行動面で状況に応じた行動ができたことは良い学びとなっている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価において、教育課程と学生支援について指摘された事項は、「シラバスの表記において、各学科・専攻課程、科目により不統一が散見され

る。表記の統一性とシラバス作成の過程を明文化することが望ましい」であった。現在、シラバス作成は教務委員会が管轄を行い、「シラバス作成の手引き」を毎年度見直し改定を行い、教授会をとおして各教員へ作成を依頼している。提出されたシラバスは教務委員会で精査・校正し冊子にまとめる過程をとっている。昨年度は実務者経験項目と科目ナンバリングを導入、より学生がわかりやすく履修において系統立てられるように改善した。

一昨年の自己点検・評価報告書に記載された改善計画では、社会で汎用的に役立つ力「社会人基礎力」が身についているかを、客観的指標で測定するジェネリックスキルテストを導入することがある。昨年度4月、入学生に対し外部業者のジェネリックスキルテストを実施した。結果について教員対象の研修会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止とした。しかし、学習成果への応用と可視化への試みをはじめることができた。今後は卒業学年でも実施、各種データとの相関をとることにより学生指導に役立てたい。

教育環境の充実・補強においては、「学生生活満足度調査」の結果を受け、PC教室のパソコン不具合を改善する計画で、昨年度はOS更新の時期と重なったこともあり、すべてのパソコンを新しいものに入れ替えた。しかし、インターネット等を同時に使用すると通信速度が低下することがあり改善を考える必要がある。

奨学金利用者の増加と経済的支援のため、ホスピタリティー奨学金が制定された。高等教育の就学支援新制度との兼ね合いを考慮しつつ運用を開始した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

各学科の教育課程においては、教養科目と専門科目の関連を明確にするためにもカリキュラムマップを今年度整備できた。

グローバル人材の要請と広い見識を身につけるために、救急救命学科においては海外研修を3月実施で計画を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から今年度は中止とした。

各学科の3つの方針については学習成果を踏まえて引き続き点検および見直しをしていく。また、学習成果の評価に関するアセスメントポリシーも今年度策定できた。

昨年度、短期大学部および大学と地元高校二校の間で高大連携協定が締結され、高等学校への支援事業がはじまった。高大連携を充実させるためにも、高校代表者に「自己点検・評価報告書」を提示し大学の現状とこれからの方針を理解してもらう合同会議の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から今年度は見送りとした。

介護福祉学科では、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則等の一部改訂に伴い、基礎科目・専門科目のカリキュラム編成を行っている。また、救急救命学科においては、令和4年度の短期大学部改組計画に準じて、基礎科目・専門基礎科目・専門科目のカリキュラム編成を改訂すべく委員会を設置し鋭意検討している。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学では、学則に基づき学長、教授、准教授、講師、助教、助手からなる教員組織を編制している。

介護福祉学科では、学校教育法、短期大学設置基準、社会福祉士及び介護福祉士法、介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針等に定められている必要な教員数を充足している。また、学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。

専任教員の職位は、それぞれの学位、教育実績、研究実績その他の経歴等、短期大学設置基準を満たしている。専任教員の教育研究活動については、専攻の教育課程編成並びに実施の方針に基づいて実施され効果を上げており、それぞれの研究成果等を本学の研究紀要に発表しているほか、ホームページ上でも公開している。

非常勤教員の採用については学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。本学科には補助教員は配置していない。

教員の採用、昇任は、就業規則、教員選考規程及び教員選考基準に基づいて実施している。

救急救命学科では、専任教員は学生定員数およびカリキュラム編成に基づき適切に配置している。また、学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。

専任教員の職位は、それぞれの学位、教育実績、研究実績その他の経歴等短期大学設置基準の規定を充足しているほか、教員の採用や昇任は、就業規則、教員選考規程及び

教員選考基準に基づいて実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、それぞれの所属する学会において活動を行い、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に成果をあげている。各教員の研究活動の状況については、本学のホームページに公開しており、年度毎にそれぞれの新たな研究業績を更新するように努めている。令和2年度科学研究費補助金応募は0件（研究分担者2件）であったが、大学教員と本学教員との共同研究が学長指定の学内共同研究に指定されるなど、専任教員の研究成果は学会や地域の研究会等において発表され、本学の紀要にも掲載された。

また、専任教員の研究活動に関する規程としては、競争的資金の経理事務の適正化について、「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)経理事務取扱要領」「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱要領」を制定しており、管理・運営体制を整備している。

また、「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部における研究活動の不正行為防止に関する基本方針」「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部における研究者行動規範」及び「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部における研究活動の不正行為への対応に関する規程」「紀要編集委員会規程」「研究倫理委員会規程」などを整備している。

本学では、紀要編集委員会が組織されており、規程に基づいて研究の成果を発表す

る機会が確保されている。掲載されている論文等の内容としては、各学科の教員の研究業績はもとより、大学保健学部看護学科教員との共同研究の成果のほか、「公開講座」の実施報告が収められている。

講師以上の専任教員には、研究室が個別に用意されている。各研究室の総面積は約 20 m²あり、全室に LAN 回線及び空調設備が配置されている。なお、助教と助手の席は共同研究室に置かれ、授業準備や学生に対する指示・指導あるいは研究活動に関する情報交換等が速やかに行うことができる環境が整備されている。

専任教員の研究・研修等を行う時間数については、学校法人弘前城東学園就業規則に基づき、勤務時間について 1 週間を平均して 40 時間と定めているほか、申請すれば研修日が与えられており、勤務状況により研修日が確保できない場合には、夏季・冬季の長期休業期間に取得できるよう配慮されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていないが、学長が必要と認める場合は出席させるよう配慮している。

FD 活動に関しては、「FD 委員会規程」に基づいて、授業の改善に生かすべく、毎年度学生に対して授業評価のアンケート調査を実施（前後期、計 2 回）しており、その結果については各授業担当の教員に伝えることにより、授業改善に役立てるとともに学生の学習成果の向上に努めている。なお、令和 2 年度より、集計結果に基づいて各授業担当者が今後に向けての授業改善計画を作成することとし、後期より実施している。

また、専任教員は、学内の関係部署として教務部・学生部と連携し、教育目的・目標の達成に向けての様々な支援や、時間割、履修および成績に関すること等について、綿密な計画と実践・見直し・調整を行い、学生の学習成果の獲得が向上するよう努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学の事務組織は、「学校法人弘前城東学園管理運営規則」により整備され、「学校法人弘前城東学園事務組織規程」により業務を分掌し、事務部長、教務部長、学生部長及び広報室長の責任の下で、専門的な職能を有する事務職員が総務・教務・入試・学生支援・キャリア支援・広報に係る日常の業務を処理している。事務職員には、各自1台のインターネット及び学内グループウェアに接続されたPCが与えられており、各事務室に周辺機器及び備品等を整備している。

防災対策は、「学校法人弘前城東学園危機管理規程」に基づき、発生する様々な事象に対処するため、危機管理体制及び対処方法等が規定され、対策を講じている。また、毎年9月に消防避難訓練を実施している。

情報セキュリティ対策は、「学校法人弘前城東学園情報セキュリティポリシー」に基づき適正に管理され、対策が講じられている。

SD活動は、「学校法人弘前城東学園事務職員研修取扱要綱」に基づき、適切に実施されている。

教授会・教務委員会・入試委員会・学生委員会等、学内の主要な委員会には事務部長、教務部長及び学生部長が構成員として参加、また、事務職員は委員会の庶務を担当することによって、教員と連携して学生の学習成果獲得の向上に努めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

労働基準法等の法令に基づき、教職員の就業に関する諸規程として学校法人の就業規則、パートタイム職員就業規則、教職員給与規程、退職金支給規程、育児休業及び育児短時間勤務規程、介護休業及び介護短時間勤務規程、ハラスメント防止等に関する規程、事務系職員再雇用規程等を整備し、運用している。

教職員の就業に関する諸規程は、各事務室に備え付け、教職員が常時閲覧できるものとなっている。また、就業に関する諸規程の改廃等を行った場合には、教授会や学内グループウェアを利用し、周知を図っている。

教職員の就業については、法令等に則った労務管理を行い、教職員は、就業規則を遵守しており、人事管理は適正に行われている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教員数は、短期大学設置基準を満たしているが、学習成果を高めるために重点的に強化すべき分野へ専任教員を配置できているかは、学外実習先、就職先、関係団体等か

ら意見を聞き検討する必要がある。また、専任教員は学生の学習成果獲得を高める指導性を有する根拠として、専門性の向上に継続して努めなければならない。FD活動は、教員の指導力のみではなく、学生生活に対する満足度と学修成果の獲得がともに高まるよう、各教員が検証しなければならない。研究面は、論文投稿件数、外部資金を獲得する教員数及び研究課題数の増加を図らなければならない。SD活動は、教職協働の実質化を図らなければならない。情報セキュリティ対策及び防災対策のさらなる強化は、喫緊の課題である。以上の課題に対して、全教職員が高い志をもって職務に専念し、事業計画に合わせて、重点的な人員配置を進めるなどの適切な人事管理を行っていく。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学園のキャンパスには、弘前医療福祉大学と同短期大学部が併設されている。校地面積（運動場を含む）は平成23年3月に取得した9,113.4㎡を加え、33,639.40㎡あり、設置基準上必要な面積（弘前医療福祉大学4,800㎡、同短期大学部3,050㎡）

を大きく上回っている。

運動場は校舎から 100 メートルほど離れた場所に 5,309.00 m²の面積で保有しており、テニスコート 1 面、バスケット 1 ゴールを備えている。運動場以外に学生が日常的に運動できる場として、体育館 (714 m²) を利用している。平成 26 年度はさらに、「大学棟 1」校舎正面の場所に 3,002.51 m²の運動場が完成しており、体育環境は充足している。

短期大学部棟は平成 13 年 9 月に建設され、大学棟 2 と続き棟となっている。短期大学部棟は校舎の基準面積を充足している。短期大学部棟の中から、1 階部分の言語聴覚訓練室、同検査室 2 室を大学に転用している。

平成 25 年度にはさらに、「大学棟 1」校舎の隣接地に、救急救命学科の新設に伴い、4 階建ての新校舎 (短大・大学共用棟) と救命・救助実習棟が完成した。共用棟は 1 階が会議室と事務室、2 階が学生食堂、3 階が講義室等、4 階が教員研究室となっている。

各棟の出入り口は、バリアフリー対応となっている。すべての階段には手すりを設置しており、大学棟 1 及び共用棟には、エレベーターをそれぞれ 1 基設置し、多目的トイレを設置している。短期大学部棟には、階段昇降機 1 基を設置している。

短期大学設置基準及び介護福祉士、調理師養成施設設置基準を充足する講義室、演習室を用意している。主な設備としては、大講義室 1、講義室 4、介護実習室 3、調理実習室 2、家政実習室 1 等であるが、その他に大学と共用している施設もある。また、救急救命士養成施設設置基準を充足する講義室、演習室を備えている。主な設備としては講義室 3、実習室 1、コミュニケーション室 1、自習室 1 である。救命・救助実習棟は全国でも珍しい USAR (都市型災害救助) 訓練が可能な施設・器具を有している。

本学では通信教育課程を設置していない。

介護福祉学科では、厚生労働省所管の介護福祉士養成課程、調理師養成課程に必要とされる機器・備品を備えている。また、救急救命学科では厚生労働省所管の救急救命士学校養成所指定規則に必要とされる機器・備品を備えている。

情報機器を設置する PC 教室には教員用 1 台、学生用 42 台のパソコンを設置しており、情報機器の講義が行われている。パソコンは令和元年 9 月に全台数を OS の更新とともに新機種に更改している。また、学内無線 LAN の環境が整備されたことによって、レポート作成や予習・復習に必要な情報をインターネットで検索することが可能となった。

図書館は、弘前医療福祉大学と共用の総合図書館 (床面積 663 m²) として整備している。大学棟 1 の中に設置しており、1 階に新聞、新着雑誌・書籍、視聴覚資料を、2 階に総記類や専門書を配架している。図書館については、「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部総合図書館規程」に基づき、「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部総合図書館運営委員会」が設置されており、管理運営・設備内容の充実に向けた検討、提言を行っている。現在、図書館職員は図書館長 (兼任) 1 名、図書館事務員 (司書 1、事務パート職員 1) 2 名である。大学棟 1 の 1 階と 2 階を使用した館内には、閲覧用として 100 座席を有し、グループ学習室は 2 室を設置している。館内には、参考図書、関連図書、新着図書コーナー等を整備している。学習支援のために、授業や実習に必要な専門図書や白書・統計などの参考資料も数多く整備している。また、大学ホームページに総合図

書館のバナーを設け、新着図書等の情報提供を定期的実施している。図書館の開館は、日曜・祝祭日以外、月曜日から金曜日の平日と不定期の土曜となっている。開館時間は平日 8:45～19:00、土曜日は 9:00～13:00 である。令和元（2019）年度開館日数は、平日 233 日、土曜日 32 日の計 265 日である。開館総時間数は、平日 2,291.5 時間、土曜日 128 時間の計 2,419.5 時間である。学生の長期休業期間中の開館は、9:00～17:00 で、日数は夏季 21 日、冬季 9 日、春季 13 日であり、開館時間の延長も含めて、学生の利便性向上に対応している。

蔵書数は、和書 36,147 冊、洋書 2,709 冊の合計 38,856 冊(前期比 3.1%増)であり、雑誌は 260 種類（内国書 193、外国書 67）である。視聴覚資料ではビデオカセット 226 点、DVD267 点、CD26 点および CD-ROM15 点の合計 534 点を所蔵している。視聴覚機器所有台数は、ビデオデッキ 4 台、DVD プレーヤー4 台で、開館中は、常時視聴可能としている。電子ジャーナルとしては、メディカルオンライン [国内] (1,421 誌閲覧可能) のほか外国雑誌 15 誌の閲覧に対応している。データベースの国内は医中誌 Web（同時アクセス 4）、最新看護索引 Web（同時アクセス 4）、国外は Cochrane Library を契約しており、各データベースは学内の PC から利用できるようになっている。卒業研究等のため、学生の利用頻度も高い。また、データベース等で検索した所蔵のない文献についても、他の図書館から取り寄せができるシステムを整え、迅速に文献の提供ができるようになっている。また、国内 600 以上の図書館等が参加している学術情報リポジトリ JAIRO Cloud を利用し、本学の紀要を公開している。図書館資料の収集管理については、「弘前医療福祉大学総合図書館資料管理規程」に定めている。購入図書の選定については、定期的に「弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部総合図書館図書選定委員会」を開催し、図書及び視聴覚資料の選定を行っている。

図書館情報システムは平成 30 年度末に全面更新し、館内の学生用パソコン 5 台も新機種に更改しており、学習支援を図っている。

学習環境としてのフリースペースの確保が課題として残っていたが、平成 26 年度に共用棟に 250 席の学生食堂を開設したことにより、昼食時間帯以外にはフリースペースとして開放されており、改善されている。

体育館は面積が 714 m²あり、適切な面積である。授業以外の体育館の使用については、学生課が課外活動等での使用日程の調整を図っており、円滑に使用されている。

以上のように学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて物的資源を整備活用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

固定資産の取得、管理及び廃棄については、「学校法人弘前城東学園 経理規程」「学校法人弘前城東学園 経理規程細則」「学校法人弘前城東学園 固定資産及び物品管理規程」に則り、適切に管理している。

施設設備については法人事務局管財企画課が管理担当者として「管財毎月点検簿」に基づき点検管理を行っており、不具合があれば起案書で申請し承認後、業者に依頼し修繕・交換をしている。

物品等についても管理担当者が備品台帳等を作成し、使用状況を管理している。

火災・地震対策、防犯対策については「学校法人弘前城東学園危機管理規程」「学校法人弘前城東学園防火管理規程」「学校法人弘前城東学園情報セキュリティポリシー」を設け、教職員及び学生等の安全確保を図っている。災害時の対応等、学生が注意すべき事項については学生便覧の学生生活留意事項に掲載し、災害発生時の対応について周知を図っている。また、学内の防犯や事故の未然防止対策の一環として令和元年7月に「学校法人弘前城東学園における防犯カメラの管理及び運用に関する規則」を制定し、学内での防犯カメラの運用を開始している。

危機管理規程に基づいて危機管理委員会が対策のマニュアルを作成しており、災害等の発生時には、事象に合わせて迅速に対応できる体制を整えている。

消防訓練については、防火管理規程に基づき短期大学部・大学合同の防火管理委員会が「消防計画書」を作成し、短期大学部・大学合同の総合訓練（消火、通報、避難、誘導）として実施している。また、消防用設備は年1回点検を実施している。

毎日の夜間警備は、警備会社に委託しており、緊急時の連絡網も整備されている。コンピュータシステムの保守管理は学内にて行っており、インターネットに関するセキュリティはウイルス対策ソフトを導入し、インターネットと学内LANのゲートウェイを委託会社に管理を依頼している。また、平成29年度には法人事務局情報システム企画課を新設し、学内情報システムの整備推進を図っているほか、コンピューターウイルス感染防止等のセキュリティに関連した情報の学内周知を図っている。2020年1月のWindows7サポート終了にかかる対策として、2019年9月までにPC教室・研究室および事務部門のPC入替を完了している。

省エネルギー・省資源対策、そのほか地球環境保全の配慮が全学的になされている。省エネルギーに関しては、学内の全講義室・事務室等の冷暖房の温度を事務室にて集中管理し、無駄な消費を防ぎ節電に努めている。また、講義室等の照明やエレベーターの使用については、教員には、教授会で協力を依頼しており、また、学生には掲示板等にて周知している。自動ドアは原則停止しており、必要時のみ稼働している。省資源対策として、紙資源の再利用に長年努めている。地域貢献室学生会によりプルタブ、ペットボトルキャップの回収を始め、環境問題に教職員、学生共に全学で取り組んでいる。平成28年度からは、行政当局のごみの減量やリサイクル率の向上施策に対応して、段ボールや古本等の資源再利用に努めている。

事務部管財課では「〈省エネ・省資源〉管財毎月点検簿」により、上記の取り組み状

況について点検を行っており、向上維持に取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

PC教室は大学と共用の一室であるが、現状のパソコン台数で特段問題なく利用されている。また、PC及びモニターを新機種に更改するとともに椅子も取り換え、利便性の向上を図った。今後も、学生の使用状況や要望については意見をくみ上げ、学習環境の向上を図っていく。

短期大学部の図書購入については、救急救命学科の関連図書を今後も計画的に購入しなければならない。また、図書選定委員会の選定により引き続き、積極的に図書の充実を図る必要がある。

消防訓練は毎年実施しなければならないので、年度計画（学年暦）に組み込み、教職員、学生に周知している。

現在、コンピュータシステムの管理上特段の問題は発生していないが、インターネットに関するリスクは年々増大しており、リスク管理が重要な項目となっている。法人事務局情報システム企画課により、サイボウズを有効活用して、一層の事故等の未然防止を図るとともに情報セキュリティの取扱基準策定に取り組む。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

短期大学部棟及び大学2棟は経年劣化による照明や暖房機器の故障が目立っており、改修や入替工事については、授業や事務部門の業務に支障がでないよう、年度計画に盛り込んでいる。令和2年度は、調理実習室・レクリエーション室の冷房設備の新設、短期大学部棟の照明設備のLED化改修を計画し、順次整備している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

各学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、基礎科目の選択科目の中に「情報処理」を開設し、コンピュータ技術の向上を目指す学生を支援しているほか、授業時間外に PC 教室を開放して自由にコンピュータを操作できる環境を整備し、情報技術の向上に関するトレーニングの機会を提供している。

教員は、常に新しい情報技術などを活用して効果的な授業を行うことができる体制をとっているほか、各教室のプロジェクター、映像機器、また、学生の学習活動を支援するために必要な学内 LAN も整備されている。

学内の学習支援用 PC としては PC 教室に 43 台（学生用 42 台、教員用 1 台）、講義用 12 台、総合図書館 5 台、学生用として大学棟 2 の 2F 第 3 講義室 5 台、共用棟の 3F 第 2 コミュニケーション室 9 台設置している。

このようにハードウェア及びソフトウェア等の充実に努めているほか、予算編成時、教育活動に必要とされる機器、ソフト等の申請を受け、財務状況を勘案しながら計画的に技術的資源の充実に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

情報リテラシーに関する授業はどの分野でも重要性が増している。授業と情報技術がマッチングすることでより高い学習効果が得られる。その意味で授業を行う場での情報機器の更なる充実が今後の課題といえる。

教員が新しい情報技術を活用して効果的な授業を行うことができる体制はかなり充実してきているが、教員間の情報リテラシーには格差があり、この観点から教員向けの情報技術向上に関するトレーニングの機会が望まれる。

また、近年一般的に普及している Wi-Fi 環境が未整備の校舎があることは改善しなければならない課題である。救急救命学科では、USAR 棟および実習室でのシミュレーションの講義において、各隊員、各班で必要に応じてその場に対応した動画を再生させて確認させたいとの強い要望がある。学習効果を高めるために、当該校舎での Wi-Fi 環境の整備は喫緊の課題であると認識している。

また、新型コロナウイルス感染症予防から休校を余儀なくされた際、リモート授業を開始することができなかった。施設面と運用面での課題が山積しているのが現状であり、実習を伴う授業が多いことから、対面授業を感染症予防対策しりながら進めてきたが課題克服を考えていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞
特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

活動区分資金収支計算書（学校法人全体） [書式1]
事業活動収支計算の概要 [書式2]
貸借対照表の概要（学校法人全体） [書式3]
財務状況調べ [書式4]
資金収支計算書・資金収支内訳表（平成29～令和元年度）
活動区分資金収支計算書（平成29～令和元年度）
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成29～令和元年度）
貸借対照表（平成29～令和元年度）
学校法人弘前城東学園 中期目標・中期計画
令和元（2019）年度事業報告書
令和2（2020）年度事業計画書・予算書

備付資料

平成29年度計算書類・監査報告書・財産目録
平成30年度計算書類・監査報告書・財産目録
令和元年度計算書類・監査報告書・財産目録
規程集

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

弘前医療福祉大学短期大学部

- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

短期大学部の資金収支及び事業活動収支は、いずれも過去3年間にわたり支出超過となっている。表Ⅲ-D-1のとおり、教育活動収支差額及び経常収支差額とも支出超過となっている。支出超過の要因は、収入面では平成29年度より救急救命学科に日本私立学校振興・共済事業団より私立大学等経常費補助金が交付されたが、介護福祉学科の入学者数が大幅に減少したことと、人件費が増加したためである。

表 Ⅲ - D - 1 短期大学部単独の過去3ヵ年収支状況（単位：千円）

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在籍学生数 (5/1現在人数)	187	179	176	182
教育活動収入	270,646	267,057	259,876	
教育活動支出	307,775	326,184	320,483	
(内人件費)	207,047	219,788	217,984	
教育活動収支差額	△37,129	△59,127	△60,606	
経常収支差額	△39,745	△61,305	△62,276	
基本金組入前 当年度収支差額	39,232	△63,172	△62,470	
基本金組入額合計	△15,514	△28,588	△18,422	
当年度収支差額	△54,747	△91,761	△80,892	

法人全体の事業活動収支は表Ⅲ-D-2のとおり、過去3年間において、支出超過となっているが、教育活動収支差額及び経常収支差額は、ほぼ均衡といえる水準である。支出超過の要因は、短大の収支の悪化の影響及びOSの更新によるソリューションの入れ替え、PC教室及び教職員用PC入れ替えによる設備投資が基本金組入額となったためである。

表Ⅲ-D-2 法人の過去3カ年収支状況（単位：千円）

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
在籍学生数 (5/1 現在人数)	627	604	623	650
教育活動収入	997,681	979,321	1,008,710	
教育活動支出	992,744	982,644	999,420	
教育活動収支差額	4,937	△3,322	9,289	
経常収支差額	△368	△7,700	5,824	
基本金組入前 当年度収支差額	363	△24,074	5,552	
基本金組入額合計	△78,329	△44,981	△39,132	
当年度収支差額	△77,965	△69,055	△33,579	
期末現預金	794,275	810,613	825,006	

法人全体の貸借対照表は、令和元年度末の総資産は32億9千4百74万円となり、平成30年度比1千4百85万2千円の増加となった。資産の部は、流動資産が1千68万円増加、固定資産は教育研究用機器備品の購入があり3百16万円増加した。負債の部は借入金があるが、財政を圧迫することなく返済計画を立てていることから、前年度に比べ支払資金は増加し、貸借対照表は健全に推移していると考えている。

短期大学部の財政と法人の財政は、それぞれ財務分析を行っており、財政の関係性について、十分に把握している。救急救命学科については、志願者数は増加傾向にあるため、経営基盤の安定化を図るためには、介護福祉学科の入学定員の確保が最重要課題である。

本学の存続を可能とする財政の維持については、平成29年度、30年度と経常収支差額が支出超過となっていたが、令和元年度については、短期大学部・大学部門ともに収容定員率が上がったため、法人全体では収入超過に改善した。現状、短大の収支バランスが崩れており、早急な改善は困難であるが、令和2年4月1日施行の「学校法人弘前城東学園 中期目標・中期計画」に基づいて、今後も可能な限り、教育研究に支障が出ないように経費の削減に努め、財政の健全化を図る事で、存続は可能と判断している。

退職給与引当金は、毎期末の要支給額の100%を計上している。

資産運用については、「学校法人弘前城東学園資産運用規程」に基づき行っている。資産運用は銀行預金を中心である。株式は保有しているが少額であり、今後もリスクの伴う資産運用は計画していない。

法人全体の教育研究経費比率は平成 29 年度 30.0%、平成 30 年度 31.6%、令和元年度 29.7%と経常収入の 20%を超えており適正水準にある。短期大学部は平成 29 年度 29.92%、平成 30 年度 31.18%、令和元年度 31.02%と法人と比較しても差がなく推移しており、教育研究経費比率は適正水準にあると考えている。

教育研究設備は、必要な情報機器の整備や更新を行っている。計画的な図書館の整備を含め、教育研究充実のための施設・設備の整備は不可欠であり、財政を圧迫しないよう、今後も継続して取り組んでいく。

公認会計士の監査は、期中監査・現預金実査・期末監査の順に計 5 回行われており、監査には法人の監事も立ち合い、会計処理に修正がある場合には迅速に対応している。また不明な点等があった場合は公認会計士に意見を仰ぎ、会計処理を行っており対応は適切である。

寄附金の募集については積極的には行っていないが、企業及び個人から申し込みがあった場合受け入れ、受領書・特定公益増進法人への寄附証明書の発行をしており、適切に行っている。学校債の発行は行っていない。

収容定員充足率は平成 30 年度 75.6%、令和元年度 72.7%、令和 2 年度 77.9%となっている。救急救命学科は、県内及び北東北を中心に知名度も向上し、平成 30 年から毎年入学定員を確保しており、平成 30 年度 106.7%、令和元年度は 102.8%、令和 2 年度は 114.4%と収容定員を確保している。しかし、介護福祉学科においては平成 30 年度から入学定員充足率が 40%前後で推移しており、平成 30 年度 43.0%、令和元年度 41.0%、令和 2 年度 38.9%と危機的状況にある。令和 2 年度より介護福祉学科の入学定員数を 50 名から 40 名に減じたが、今後の動向についても、高校訪問やオープンキャンパスの状況から見ると、介護福祉学科の収容定員充足率の大幅な改善は期待できない状況である。なお、平成 30 年度に新設した「別科 調理師養成・1 年課程」の入学定員充足率については、初年度は 63.3%であったが、令和元年度 90.0%、令和 2 年度 100%と順調に増加している。収容定員の未充足は、経常収支差額の支出超過の拡大や人件費比率の上昇に現れて、法人全体の財務に大きく影響しており、当年度収支が支出超過となる要因となっている。

財的資源の管理については以下の通りである。

高等教育機関を取り巻く環境は、社会情勢や少子化の影響及び入試制度改革の影響等、不透明な状況であり、安定的な経営基盤を構築するためには、何よりも事業活動収入の 8 割以上を占める学生生徒等納付金収入を安定させなければならない。そのためには学生数の確保（とりわけ短期大学部）が最重要課題であり、それらを達成するために、令和 2 年 4 月 1 日施行の「学校法人弘前城東学園中期目標・中期計画」に掲げた財務基盤安定化に関する施策を推進していく。

学校法人の予算については、毎年度 1 月に、事務部総務課より各関係部門に経常経費積算計画書を配布している。提出された関係部門の意向を集約し、中・長期計画に基づいた事業計画に沿った予算を編成し、年度末の理事会へ提出し承認を得ている。承認を得た事業計画及び予算については速やかに関係部門へ伝達し、適正な予算執行をすることとなっている。

年度予算については、承認を得た経常経費積算計画書に基づき、予算執行している。

また、計画外の経費についてはその都度、起案書等で決裁承認を得た上で、予算の範囲内で執行している。

日常的な出納業務に関しては、経理担当者が適切に入出金をしており、日計表・支払計画書を作成し、総務課長・事務部長、事務局長へ提出し、経理責任者である常務理事より理事長へ報告し適切に行っている。

資産及び資金の管理と運用は、「学校法人弘前城東学園経理規程」、「学校法人弘前城東学園経理規程細則」、「弘前城東学園固定資産及び物品管理規定」に基づき適切に管理されており、固定資産台帳を作成し、物品へラベルを貼るなど安全かつ適正に管理している。

月次の収支状況については、月初めに資金推移表を定期的に作成しており、支払状況等を経理責任者から理事長へ報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の将来像については、建学の精神である「ホスピタリティー精神」を、学則上に「教育研究上の目的」として記載し、育成する人材像を明確に示している。本学は、設置する学科それぞれの「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に掲げられた介護福祉士、救急救命士、調理師の資格者を養成し、地域社会に貢献する人材育成を目的としており、将来像は明確となっている。

本学が養成している各資格者は、今後ますます進展する超高齢社会に必要な人材であり、その使命は多大である。

平成 26 年 4 月に開設した救急救命学科は、短期大学として全国初の救急救命士養成校であり、競合エリアの北東北地域には専門学校の養成校が 1 校あるのみで、競合面からの学生確保については強みである。

弱みとしては、介護福祉学科の学生確保であり、平成 20 年に入学定員が 50%台に落ち込み、以来入学定員を確保できない状況が続いている。この間 100 人の入学定員を 70 人、更に 50 人に減ずる見直しをし、平成 31 年 4 月から学科名も「介護福祉学科」としたが、令和元年度の収容定員充足率は 41.0%に留まった。また、令和 2 年度から、収容定員充足率を高めるため、入学定員を 40 名としたが、それでも、収容定員充足率は 38.9%と非常に厳しい状況に陥っている。

経営状況については平成 26 年 4 月に開設した「救急救命学科」及び「弘前医療福祉大学・同短期大学部共用棟」に係る建築費、設備投資等により、借入金が発生したが、返済計画については財政上の運営に支障のないよう適切に行っており、約定年数で返済予定である。

学納金については、近隣の競合する短期大学に比べて、高い水準にあったことから平成 22 年に入学金を 30 万円から 22 万円に引き下げ現在に至っている。平成 26 年開設の救急救命学科学納金を設定する際には、青森県の短期大学（5 校）、北海道・東北地区の救急救命士養成校（4 校）の学納金を参考にし、3 年課程の短期大学としての金額を検討の上、決定した。

学納金計画においては、先ずは定員確保が最優先されることから、学長のリーダーシップのもと、教員全員による学生募集対策プロジェクトを立ち上げ、本学の強み・弱みを洗い出しながら学生確保に取り組んでいる。

人事計画については、救急救命学科の教員は設置申請に沿って年次配置してきたが、平成 29 年度に完成年次を迎えたことから、年齢構成のバランスに考慮しながら計画的に教員採用を進めているところである。介護福祉学科においては、基準数を上回って教員配置しているのは、きめ細かい学生支援、実習巡回等の指導の充実、学生募集対策等において必要な人員として配置しているためであるが、収支バランスの改善についても考慮が必要である。

施設設備に関しては、救急救命学科の校舎は平成 25 年 11 月に新築し、教材・器具等は設置時に備え付けしていることから、大幅な追加補充はない状況である。しかし、介護福祉学科の校舎は、平成 14 年短大設置時に建設した校舎と、本学の前身である平成 5 年建設の旧弘前ホスピタリティーアカデミー校舎の転用部分については 26 年経過している。このことから、老朽化が進んでいる設備の補修が必要となっている。令和元年度は、教職員の PC 入れ替えを実施し、令和 2 年度については、調理実習室、総合調理実習室の冷房設備の設置を計画した。教材・教具についても、収支状況を鑑みながら順次計画的に入れ替えしていく予定である。

研究費用に対する外部資金の獲得については、教員のレベルアップ意識を高め、科学研究費補助金獲得へ向け、申請を促し、今後採択されることを期待するものである。

定員管理の状況として「介護福祉学科」は、平成 14 年に開学した弘前福祉短期大学「生活福祉学科」が前身であり、当初は介護福祉士のみを養成する単科の短期大学として入学定員 100 人でスタートした。開学から平成 17 年度までの 4 年間は 100%の入学定員率を保ってきたが、平成 18 年度には 96.5%となり、100%を割り込んだ。さらに平成 20 年度は一気に 50%台に減少したことから、入学者激減への対策の一つとして、生活福祉学科 100 人の定員を「介護福祉専攻」と「食育福祉専攻」の 2 専攻と

する改組を行った。「介護福祉専攻」の入学定員を 70 人とし、そして、弘前ホスピタリティーアカデミー調理科を「食育福祉専攻」として継承、入学定員 30 人にするにより、学科定員は変わることなく、入学者の選択肢を広げるにより、収容定員充足率の改善を図ってきた。

しかしながら、この後も、両専攻とも収容定員未充足が続いたことから、平成 28 年度には、介護福祉専攻は 20 人減の 50 人に、食育福祉専攻は 10 人減の 20 人の入学定員とした。このように短期間で収容定員変更を行う等、定員管理をしてきたが、慢性的な定員未充足が続いたことから、やむを得ず食育福祉専攻を廃止した。この廃止に代わり、これまでの調理師養成の教育資源を活かして、新たに「別科 調理師養成・1 年課程」を設置した。この別科は、1 年の短期間で調理師資格取得を目指す高卒者や社会人を対象とし、地域社会の要望に応えるものであり、定員充足率は向上傾向にある。さらに、令和 2 年度から介護福祉学科の入学定員を 50 名から 40 名に減ずることで、収容定員充足率の若干の改善を目指すこととしたが、令和 2 年度も収容定員充足率は 38.9%に留まり、厳しい状況が続いている。

救急救命学科の入学定員を 35 名の少人数に設定した理由は、今後、ますます深刻化する少子化対策と、卒業してからの就職を確実にすることが、将来的に安定した経営に繋がるとの判断によるものである。

人件費比率については、平成 27 年度は 91.16%と全国平均を大きく上回っていた。救急救命学科が完成年次を迎えたことにより経常費補助金が交付され、平成 28 年度は 74.96%に改善したものの、介護福祉学科の収容定員充足率が 40%前後で推移していることから、平成 29 年度は 76.48%、平成 30 年度は 82.28%、令和元年度には、83.86%まで上昇し、依然として全国平均より高い状況であり、課題となっている。

経営情報については、学内、学外向けにホームページで掲載している。併せて、教職員を対象とした SD 研修で本学の財務状況を報告し、危機意識を共有するとともに、改善へ向けての意識付けに繋げている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

日本私立学校振興・共済事業団が示している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」に基づくと、本法人としては B0、イエローゾーンの予備的段階に該当する。要因としては、短期大学部単独では、収支が均衡しているとは言えず、支出超過が危機的な数値となっているためである。財政の安定には学生確保が最大の課題であり、特に介護福祉学科の学生確保が最重要課題となっている。加えて、学科の収容定員充足率が 50%を割ると、日本私立学校振興・共済事業団からの私立大学等経常費補助金は不交付となるため、対策として令和 2 年度から介護福祉学科の入学定員を 50 名から 40 名に減ずることで、収容定員充足率の若干の改善を目指すこととしたが、改善は進まず、令和 3 年度からは介護福祉学科分の交付は極めて難しい状況である。高等教育機関を取り巻く環境は、本学にとどまらず全国的に厳しい状態にあり、定員割れで厳しい財政状況にある短期大学が多数である。これは 18 歳人口の減少だけが要因ではなく、短期大学への進学者が減少、かつ、介護福祉士を目指す高校生等が減少している

ためである。高校との連携や社会人を含めた学生募集のさらなる取り組みや介護福祉学科単独の奨学金の充実を図り、今よりも積極的に学生確保活動に取り組み、学科の存続を推進していく方針である。

施設設備に関しては、転用した校舎の占める割合が大きいことから、老朽化が進んでいる個所については年次的に改修工事をしているが、今後も逐次補修していく必要がある。

予算計画時には、教育研究活動に係る経費科目の優先順位を明確にし、可能な限り支出の削減に努める方針である。

現在、退職給与引当金等の必要とされる特定預金の積立はしていないことから、今後中長期の財務計画立案時には、施設拡充・退職金等への特定資産計上を検討している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教員組織においては、専任教員教や教授数等設置基準を満たしており、教育研究活動も教育課程編成・実施の方針に基づき計画的に実施されている。

事務部門においては、教職協働が進められており、定期的に SD 研修会が実施されている。

物的資源の整備については、建物の老朽化に伴う施設設備等の修繕及び新規購入について年度計画に組み入れ優先順位をつけて計画的に実施している。また、避難訓練も毎年全学的に実施している。

財的資源の安定化を図るために、中長期ビジョンの策定や中期計画を策定し、学生数の確保に取り組んでいる。また、積極的に定員の削減や学科の改組に取り組んでいる。調理師養成課程を別科としたことにより入学生は増えたが、介護福祉士養成課程の学生確保は依然として厳しい状況であり、支出超過が続いていることから、収支のバランスが保持されているとは言えない状況である。

地域に密着した短期大学として存続するためには、救急救命学科と別科 調理師養成 1 年課程の入学生確保の維持と介護福祉学科の入学志願者の開拓および入学定員の確保が最重要課題である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教員数は、短期大学設置基準を満たしているが、学習成果を高めるために重点的に強化すべき分野へ専任教員を配置できているかは、学外実習先、就職先、関係団体等か

ら意見を聞き検討する。また、専任教員は学生の学習成果獲得を高める指導性を有する根拠として、専門性の向上に継続して努めていく。FD活動は、教員の指導力のみではなく、学生生活に対する満足度と学修成果の獲得がともに高まるよう、各教員が検証していく。研究面は、論文投稿件数、外部資金を獲得する教員数及び研究課題数の増加を図っていく。短大の課題解決に結びつく効果的なSD研修実施の継続および教職協働の更なる連携を図っていく。

PC教室については、学生の使用状況や要望を確認し、学習環境の向上を図っていく。短期大学部の図書購入については、救急救命学科の関連図書を今後も計画的に購入し、図書の充実をはかっていく。事故等の未然防止策としての計画的な設備整備及び情報セキュリティの取扱基準策定を法人事務局情報システム企画課において早急にすすめていく。

情報リテラシーに関する授業はどの分野でも重要性が増していることから、授業を行う場での情報機器の更なる充実および教員向けの情報技術の向上を図っていく。併せて、学習効果を高めるために、Wi-Fi環境の整備を早急に取り組む。

財政上の安定を図るための学生確保の観点では、救急救命学科及び別科調理師養成・1年課程の定員充足率については、増加傾向に推移している。介護福祉学科においては、平成31年4月から学科名を取得する資格名に直結する「介護福祉学科」にし、受験生によりわかりやすい学科名に名称変更し、令和2年度からは収容定員充足率を高めるため、入学定員を50名から40名とすることとしたが、令和2年度も収容定員率は38.9%に留まり、非常に厳しい状態が継続している。これは18歳人口の減少だけが要因ではなく、短期大学への進学者が減少、かつ、介護福祉士を目指す高校生等が減少していることが要因であるが、学科存続のため、高校との連携や社会人を含めた学生募集のさらなる取り組み及び介護福祉学科単独の奨学金の充実を図り、今後もより積極的に学生確保活動を行っていくことが必要である。

中長期的には、令和2年4月1日施行の「学校法人弘前城東学園 中期目標・中期計画」に基づいて、財的資源の中心である学生生徒等納付金収入の安定化に向けて学生確保を最重要課題とし、計画的な施設整備や教育設備の充実を図るとともに可能な限り、教育研究に支障が出ないよう経費の削減に努め、財政の健全化を図っていく。また予算執行も厳正に運用し、一層の財的資源の管理に努める。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、平成7年1月から現在まで学校法人弘前城東学園（平成21年1月に学校法人城東学園から名称変更）の理事に就任し、平成29年3月から理事長として、本学園の経営の任に当たっている。また、本学の前身校である弘前ホスピタリティーアカデミー学園長（平成5年4月から平成15年3月まで）、弘前福祉短期大学副学長（平成14年4月から平成21年3月まで）、弘前ホスピタリティーアカデミー校長（平成16年11月から平成23年10月まで）、弘前医療福祉大学副学長・弘前医療福祉大学短期大学部副学長（平成21年4月から平成23年3月まで）、弘前医療福祉大学学長（平成23年4月から平成31年3月まで）・弘前医療福祉大学短期大学部学長（平成23年4月から平成30年3月まで）を歴任し、平成31年4月から弘前医療福祉大学長に重

任し現在に至っている。このように、教学・経営両面に渡る長い経験を通じて法人運営の全般に強いリーダーシップを発揮し、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解・実践し、本学園の発展に寄与している。

理事長は、本学園を代表し、その業務を総理している。また、理事長を補佐し、本学園の業務を分掌する常務理事を1名配置している。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を監事の監査を受け、理事会の決定を経た後に評議員会に報告し意見を求めている。また、次年度の予算及び事業計画は、評議員会への諮問後に理事会で審議し決定している。

理事会の運営は、寄附行為第17条各項で規定しており、理事長は、会議の7日前までに各理事に対して、会議開催の場所、日時及び付議事項を書面により通知し、議長を務めている。理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席した理事の過半数で決している。寄附行為第17条第2項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、重要事項は理事会の議決をもって決定している。また、この規定から、理事会は本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。なお、寄附行為第11条第1項各号では、役員解任を規定し、役員個人の法的責任の認識性を担保している。

本学園及び本学に関する重要な規程の制定・改廃は、理事会の議を経て行われ、運営に必要な規程を整備している。

本学園の建学の精神「ホスピタリティー精神を兼ね備えた人材の育成」は各設置学校に共通したもので、すべての教育・研究・運営に50年以上に渡って基礎として来たものであることを、各理事は十分理解している。また、理事は「建学の精神」及び「寄附行為」の目的に賛同し、理事会及び評議員会において、学識及び識見がある者が選任されている。

理事は、私立学校法第38条（役員選任）に基づき寄附行為第6条第1項により7人が選任されている。その構成は、「弘前医療福祉大学長」「弘前医療福祉大学短期大学部学長」「評議員のうちから評議員会において選任した者2人」「学識経験者のうちから理事会において選任した者3人」となっている。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）は、寄附行為第11条第2項第4号で準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

法人運営について日常的に協議等を行う常任理事会を設置し、理事会の決定権限を委任する規程を整備し、機動的な意思決定を行うための体制の整備が急がれる。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、本学の運営全般についてリーダーシップを発揮し、本学を代表し、全ての業務を総理している。教学運営の最高責任者としての権限において、教授会の意見を参考に最終判断を行っている。

学長は、建学の精神を基盤とした教育理念を念頭に置き、教育研究を推進している。自らも授業科目を担当し、教養分野の専門知識の教授にとどまらず、社会人としての自覚やモラルなど、折に触れて学生に話している。教職員とは、常に建学の精神、教育理念を共有し、その実現のために様々な取り組みを実践している。自ら全ての運営に携わることで、現状を理解するとともに課題を整理し、改革に努めている。

学長は、学生に対する懲戒については、本学学生の懲戒に関する規程を適用し、適切に対応している。

学長は、本学教授会規程に基づいて、定例教授会月 1 回、その他必要に応じて臨時教授会を開催し、教授会規程第 3 条に定める事項についての審議や本学運営に必要な情報を共有するなど教授会を適切に運営している。教授会の審議事項などは、前日までに議案書にて周知している。

学生の入学、卒業、課程の修了の確定のほか、教育に関する重要事項については教授会の意見を聴取し、決定している。教授会の議事録は、教職員が閲覧できるよう整理してある。

併設大学と合同の委員会や部会を設置していることで、両大学にまたがる課題等を解決しているため、現段階では両大学合同の教授会を開催する必要性は存在しない。従って、合同教授会に関する規程は設定していない。

学長は、教授会等で学習成果や三つの方針に対する認識を共有している。

教授会の下には、19 の委員会、2 つの部会を設置している。委員会等は各規程に基づいて適切に運営し、教職員は、各委員会等の委員として大学運営に積極的に携わっている。

委員会等で審議された内容は、教授会に諮られ、決定している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事(現在数 3 人)は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき寄附行為第 16 条により、業務、財産及び理事の業務執行の状況を監査している。監査に当たっては、「監事監査

計画書」「監事監査チェックリスト」「監事監査マニュアル」「監事監査マニュアル留意事項」「監事監査基準」及び「監事監査調書」を整備し、業務監査、会計監査及び理事の業務執行の状況監査を定期的実施し、その結果を「監事監査調書」にまとめ理事長に報告している。また、理事会及び評議員会に出席し、その概要等を報告している。その他、理事会の運営及び理事の業務執行状況について、コンプライアンスが確保されているか、事業計画と予算との整合性がとれているかなどを監査し、併せて議事録に議事の経過の要領・結果、その他規程等に定める事項が適切に記載されているかを確認している。

監事は、毎事業年度の業務執行の状況及び財産の状況について監査を実施し、監査報告書を作成して、当該会計年度終了後 2 月以内に開催される決算に係る理事会及び評議員会に提出の上、意見を報告している。

監事は、内部監査部門との連携を図るために、内部監査報告書の提供を受け、情報を共有し、内部統制の状況と有効性を把握し、システムが機能しているかをチェックしている。また、文部科学省主催の「学校法人監事研修会」に出席し、私立大学を取り巻く現状や動向、課題等についての認識を深め、監査業務に必要な関係法令や基本的な事項の確認を行い、職務の専門性向上を図っている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、私立学校法第 41 条第 2 項に基づき寄附行為第 20 条第 2 項で「評議員会は、15 人の評議員をもって組織する」と規定しており、理事定数 7 人の 2 倍を超える 15 名で評議員会を構成している。

評議員会は、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金、役員に対する報酬等の支給の基準、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更などの審議を行い、理事会で意見を述べている。

評議員会は寄附行為第 20 条の規定に基づいて開催されており、令和元年度は 4 回開催し、理事会の諮問機関として適切に運営されており、審議内容は議事録により適切であることが確認できる。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

教育研究活動などの情報の公表は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、本学公式ホームページ（情報公開＞弘前医療福祉大学短期大学部）などに掲載している。

情報の公開は、私立学校法第 47 条に基づき寄附行為第 37 条の 2 及び「学校法人弘前城東学園情報公開規程」により、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を、会計年度終了後 2 か月以内に事務所（事務室）に備え置き、学生・保護者、教職員、法律上の利害関係者からの閲覧の要求に応じている。さらに、本学公式ホームページ（情報公開＞学校法人弘前城東学園＞財務情報）に資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書及び監事監査報告書を掲載して一般に公開し、各年度財務の概要、各科目の説明、経年推移の状況、財務比率等を活用した財務分析などを示して説明している。加えて、寄附行為、役員名簿、評議員名簿、役員給与規程、情報公開規程及びガバナンス・コードを公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

評議員会の実出席率が平均 78.3%となっているので、80%以上を常に維持できるように、開催日程を含めて検討し改善しなければならない。

自主的な情報公開の観点から、法律上公開が規定されていない中期目標・中期計画について、積極的に自らの判断により公開するよう努めなければならない。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策に迫われ、平常の教育研究、各種業務推進等が著しく制限され、また実施を延期せざるを得ない状況も生じた。

このことも踏まえて次年度、理事長、学長がリーダーシップを発揮し、改善計画を推進すべき主な課題を挙げておく。

- ① 平成 4 年度新規開設予定の「口腔衛生学科（定員 30 名）」のインフォメーション。
学外へのインフォメーションは勿論必要だが、学内の教職員に必要な情報提供も必須である。学園幹部と教職員とが同じ方向を見ていることが、新学科推進にとって、肝要なことであろう。
- ② 介護福祉学科の学生募集停止と別科への移行。
昭和 63 年から、介護福祉士の養成を行い、これまで約 2000 人の専門職を世に送り出し、地域の高齢社会を支えてきた。この短大の介護福祉学科の学生募集を令和 4 年度から停止し、同年度から別科に移行することが決定している。介護福祉学科の国家試験合格率の高さ、教授陣と教育環境の充実、これまで蓄積してきた

弘前医療福祉大学短期大学部

大きな教育資源等の聡明な活用が、今後の課題となってくる。また、コロナで中断していた東南アジア等からの留学生受け入れに、前向きに取り組むべきであろう。

「弘前医療福祉大学短期大学部」の校名の「福祉」は、介護福祉学科が背負っていることも、当法人にとって大きなことである。

③ 救急救命学科の短中期計画の実現

1) 研究所の開設（防災士の養成）

2) 海外研修の実施 他

④ 令和3年度（2021年度）は、外部評価（第三者評価）受審の前年度に当たる。令和4年度の外部評価は、学習成果に焦点の当たる内部質保証へのウエートのかかり方大きいと予測する。この点への配慮を怠らず、準備を進めることも肝要であろう。

令和 2 (2020)年度委員会

理事長 下田 肇

自己点検・評価委員会

学長（委員長）	相澤 保正
救急救命学科長	平岡 恭一
介護福祉学科長	戸来 睦雄
教務部長	奈良 昌孝
学生部長	山口 かおる
ALO	戸来 睦雄
副 ALO	早川 和江
法人事務局長	菊池 英明
事務部長	山本 正人

他 各委員会の長

令和 2 (2020) 年度
自己点検・評価報告書

令和 3 (2021) 年 3 月 31 日発行
編集 弘前医療福祉大学短期大学部
自己点検評価委員会